

第五十五回国 参議院農林水産委員会 會議録第二十八号

昭和四十二年七月二十一日(金曜日)

午後二時七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 野知 浩之君
理事 任田 新治君
山崎 斉君
川村 清一君
中村 波男君

委員

青田源太郎君
岡村文四郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
堀本 宜実君
森部 隆輔君
八木 一郎君
和田 鶴一君
達田 龍彦君
鶴園 哲夫君
村田 秀三君
矢山 有作君
渡辺 勤吉君
北條 篤八君
倉石 忠雄君
農林大臣 久保 勘一君
農林政務次官 榎垣徳太郎君
農林省農林経済局長 大和田啓気君
農林省園芸局長 八塚 陽介君

事務局側

常任委員会専門員 宮出 秀雄君

説明員

日本専売公社生産部長 大塚 孝良君

本日の会議に付した案件

- 果樹保険臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 漁業災害補償制度の改善強化に関する請願(第一二二号)(第九五号)
- 飼料価格安定対策確立に関する請願(第二二二号)
- 協同組合共済制度の維持育成に関する請願(第五二二号)
- 松くい虫防除対策費に関する請願(第五六六号)
- 製材用原木価格調整措置に関する請願(第五七五号)
- 農林漁業近代化の促進に関する請願(第一七五号)
- 養豚振興に関する請願(第一九三三号)
- 農林道事業の地元負担軽減に関する請願(第三四九号)
- 飼料値上げ反対に関する請願(第三五〇号)
- ニューカッスル病対策に関する請願(第四〇〇号)
- 消費者米価値上げ反対に関する請願(第四七八号)(第四八〇号)(第五一〇号)(第五二二号)(第六九八号)
- 農事放送施設に対する助成措置等に関する請願(第六〇〇号)
- 岩手県下の漁港局部改良事業の推進等に関する請願(第六四五号)
- 新潟港の外国産小麦輸入港指定に関する請願(第六九六号)
- 愛知用水公団職員的身分安定に関する請願(第七二五号)

○山村振興事業にかかるとる市町村負担の軽減措置に関する請願(第八八一号)

○生活改良普及員の増員並びに離島への適正配置に関する請願(第一〇六五号)

○果樹の寒害対策に関する請願(第一〇七五号)

○プリ資源保護に関する請願(第一〇一〇号)

○岡山県下のニューカッスル病対策に関する請願(第一三三五号)

- 昭和四十二年産生産者米価に関する請願(第一四四〇号)(第一四五五号)(第一四九九号)(第一五二二号)(第一五三七号)(第一五三八号)(第一五七三三号)(第一五七四四号)(第一五七五五号)(第一五七六六号)(第一五七七七号)(第一五七八八号)(第一五七九九号)(第一五八〇〇号)(第一五八〇一号)(第一五八〇二号)(第一五八〇三号)(第一五八〇四号)(第一五八〇五号)(第一五八〇六号)(第一五八〇七号)(第一五八〇八号)(第一五八〇九号)(第一五八一〇号)(第一五八一一号)(第一五八一二号)(第一五八一三号)(第一五八一四号)(第一五八一五号)(第一五八一六号)(第一五八一七号)(第一五八一八号)(第一五八一九号)(第一五八二〇号)(第一五八二一号)(第一五八二二号)(第一五八二三号)(第一五八二四号)(第一五八二五号)(第一五八二六号)(第一五八二七号)(第一五八二八号)(第一五八二九号)(第一五八三〇号)(第一五八三一号)(第一五八三二号)(第一五八三三号)(第一五八三四号)(第一五八三五号)(第一五八三六号)(第一五八三七号)(第一五八三八号)(第一五八三九号)(第一五八四〇号)(第一五八四一号)(第一五八四二号)(第一五八四三号)(第一五八四四号)(第一五八四五号)(第一五八四六号)(第一五八四七号)(第一五八四八号)(第一五八四九号)(第一五八五〇号)(第一五八五一号)(第一五八五二号)(第一五八五三号)(第一五八五四号)(第一五八五五号)(第一五八五六号)(第一五八五七号)(第一五八五八号)(第一五八五九号)(第一五八六〇号)(第一五八六一号)(第一五八六二号)(第一五八六三号)(第一五八六四号)(第一五八六五号)(第一五八六六号)(第一五八六七号)(第一五八六八号)(第一五八六九号)(第一五八七〇号)(第一五八七一号)(第一五八七二号)(第一五八七三号)(第一五八七四号)(第一五八七五号)(第一五八七六号)(第一五八七七号)(第一五八七八号)(第一五八七九号)(第一五八八〇号)(第一五八八一号)(第一五八八二号)(第一五八八三号)(第一五八八四号)(第一五八八五号)(第一五八八六号)(第一五八八七号)(第一五八八八号)(第一五八八九号)(第一五八九〇号)(第一五八九一号)(第一五八九二号)(第一五八九三号)(第一五八九四号)(第一五八九五号)(第一五八九六号)(第一五八九七号)(第一五八九八号)(第一五八九九号)(第一五九〇〇号)(第一五九〇一号)(第一五九〇二号)(第一五九〇三号)(第一五九〇四号)(第一五九〇五号)(第一五九〇六号)(第一五九〇七号)(第一五九〇八号)(第一五九〇九号)(第一五九一〇号)(第一五九一一号)(第一五九一二号)(第一五九一三号)(第一五九一四号)(第一五九一五号)(第一五九一六号)(第一五九一七号)(第一五九一八号)(第一五九一九号)(第一五九二〇号)(第一五九二一号)(第一五九二二号)(第一五九二三号)(第一五九二四号)(第一五九二五号)(第一五九二六号)(第一五九二七号)(第一五九二八号)(第一五九二九号)(第一五九三〇号)(第一五九三一号)(第一五九三二号)(第一五九三三号)(第一五九三四号)(第一五九三五号)(第一五九三六号)(第一五九三七号)(第一五九三八号)(第一五九三九号)(第一五九四〇号)(第一五九四一号)(第一五九四二号)(第一五九四三号)(第一五九四四号)(第一五九四五号)(第一五九四六号)(第一五九四七号)(第一五九四八号)(第一五九四九号)(第一五九五〇号)(第一五九五一号)(第一五九五二号)(第一五九五三号)(第一五九五四号)(第一五九五五号)(第一五九五六号)(第一五九五七号)(第一五九五八号)(第一五五九九号)(第一五九六〇号)(第一五九六一号)(第一五九六二号)(第一五九六三号)(第一五九六四号)(第一五九六五号)(第一五九六六号)(第一五九六七号)(第一五九六八号)(第一五九六九号)(第一五九七〇号)(第一五九七一号)(第一五九七二号)(第一五九七三号)(第一五九七四号)(第一五九七五号)(第一五九七六号)(第一五九七七号)(第一五九七八号)(第一五九七九号)(第一五九八〇号)(第一五九八一号)(第一五九八二号)(第一五九八三号)(第一五九八四号)(第一五九八五号)(第一五九八六号)(第一五九八七号)(第一五九八八号)(第一五九八九号)(第一五九九〇号)(第一五九九一号)(第一五九九二号)(第一五九九三号)(第一五九九四号)(第一五九九五号)(第一五九九六号)(第一五九九七号)(第一五九九八号)(第一五九九九号)(第一六〇〇〇号)

それで、これを五カ年やりまして、その間に四十年から四十四年までの間に三カ年、間があるわけでございますが、過去の三カ年と、中間の三カ年と、それから果樹保険試験実施の五カ年と合わせまして大体十年ないし十一年のデータの蓄積があまりすれば、水稲ほどはいきまきせんけれども、大体私も自信を持って果樹保険の本格的実施に取り組むことができるのではないかと、このことから、試験実施の期間を五年というふうに定めたわけでございます。

○村田秀三君　そうしますと、これから私が申し上げますことは、後ほど触れることになろうかと思いますが、こう理解してもよろしゅうございませうか。たとえば、被害を受けたと。そうしますと、その被害はそのときでとまるものではなくして、その被害の後遺症といえますか、それが一年ないし三年先に繰り延べられると、そういう性質のものであるから、したがって長くせざるを得ない、こういう理由も入っておるといふことでありませう。

○政府委員(大和田啓吉君)　後遺症がどの程度で、どのくらい続くかといふことは、これは栽培農家の栽培技術に非常によるわけでございます。したがって、後遺症の問題を別にいたしましたとしても、年々のたとえば凍霜害なり、あるいは長雨なり、一年ごとの被害におきましても、少なくとも十年、理想をいえば二十年以上のデータの集積が必要であります。

○村田秀三君　その問題は、後ほどまた触れることにいたします。
私がこの問題を、研究といえますか、調べてみるという、私自身はしろうとでございませうから、勉強するといふほうが正しいと思ひます。それで障害になりましたのは、いろいろと御苦勞をなさって資料が出ております。しかし、この資料が、はたして正しいものであるかどうかという点ですね。まあ農林省としましては、これを出しますからには、確信を持っておられると思ひますが、三年間なら三年間、その調査期間のデータそのものには私は触れようとは思ひません。触

れようとは思ひませんけれども、正しいとして判断をしてよろしいのかどうかという点について迷つたわけでありませうが、一応これは確かなものとして判断をする以外にないという立場をとつたわけでありませう。その点についてはどうございませうか。いまのうちにここはこう直しておくべきであつたといふことがあれば、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(大和田啓吉君)　私どもの提出いたしました資料の中で、おそらく「果樹の種類別原(道別基礎被害率)」という数字についてこの三年間のデータが正しいか正しくないかという、どう判断すべきかという御質問であらうと思ひます。これは、先ほど申し上げましたように、三十八年から四十年にかけて、ミカンでありますれば十、ナツミカン四、リンゴ五等々の県につきまして、三割以上の被害について損害を補てんする場合、五割以上の被害について損害を補てんする場合といふことで、現実に金の授受はいたしませんけれども、被害率を实地について調査をいたしましたものでございませう。農家戸数で申し上げますと、約一万四千をこえる程度の農家戸数についての被害率の調査でございまして、私どもが保険料率を算定する、あるいは被害率を算定する場合に、これ以外に、あるいはこれ以上のデータを使うわけにはまいらない、私どもが使える唯一の資料でございませう。

○村田秀三君　それでは、それは確かなものであつたという前提でこれは引用せざるを得ないわけでありませうが、具体的に入っていきたいと思ひます。そういう問題について一つ一つお伺ひをしてみたいと思ひます。

まず、初めに、保険対象地域ですね。聞くところによれば、成園面積の一割程度という一応の計画だといふことは聞いておりますけれども、はたしてその一割という範疇をどう考へるのかという問題もありません。そういう点について、いま計画されておることについてお答えをいただきたい。
○政府委員(大和田啓吉君)　私ども果樹保険の試

験実施をいたします場合に、さしあたり六つの樹種についてこれを対象といたすつもりでございませう。ミカン、ナツミカン、リンゴ、ブドウ、ナシ、モモでございませう。これらの面積は、栽培面積をいまして約二十七万二千ヘクタール、そのうち成園面積をいまして十八万八千ヘクタールほどでございませうが、この十八万八千ヘクタールほどの成園面積のうち、約一割程度を今回の試験実施の対象として取り上げるつもりでございませう。これは、試験実施をいたします場合に、成園面積のどの程度を見ればよいかといふことはなかなかむずかしい問題でございませうけれども、私どもかつて水稲につきまして農家単位の保険をやりました試験実施をいたしましたときに、組合の数字にして五割、面積にして六割でやつた経験がございませう。その経験から学びまして、経営面積の一〇〇程度、それも大体果樹の主産地についてやるわけにございませうから、それだけの面積について試験実施をやれば、本格実施を行なう場合のデータはそろふことができるというふうに信じておるわけにございませう。

○村田秀三君　あまりにもごまかい問題でありませうけれども、その考え方はわかりました。ただ、しかし、その一割地域が、九州なら九州というふうに片寄るのか、あるいは、種目別に、同じように平均して一割を対象にするのか、こういうことによつてもだいぶ変わつてくるような気がいたします。その辺はどうですか。

○政府委員(大和田啓吉君)　三十八年から四十年にかけて試験調査をいたしましたときの県の数は、延べにして二十五、実数にして二十一でございませう。今回、あらかじめ県の意向を聞きまして、こういうことで果樹保険を行なうとすればあなた達の県はやりませうかというのを内々に聞きまして、それで手があつておるところが実数にして三十一でございませう。私ども、二十一で試験しましたものを三十一にいきなり伸ばすことはいかどるか、現在検討中でございます。すけれども、三十一の希望の県というのは全国に

大体広がつておりますから、たとえばミカンについて九州だけに集中するといふ、そういう心配はまずないといふふうに考へております。

○村田秀三君　三十一県からもうすでに希望が出ておる、こういうことでありますから、間違ひはなからうかと思ひます。しかし、この計画そのものが、何といふ結果にならうと思ひます。その場合に、県は確かに希望するところは言つたけれども、しかし、現場においていって見たところ、個別の共済組合はなかなか気が乗らない、こういうふうな問題、あるいは、私がこの面を心配しておるのは、事業の運営が、いまの計画の中で進行されていくためには、被害率の高いところ、これを避けて通るといふようなことになると、これは何にもならないと思ひます。えてして、保険企業といふのは、良質の被保険者といふことを考へがちであります。そういう意味で、被害率の高いところ、支払いが多くなるようなところを避けて通るといふようなことがあるのかないのかという点について確認をしておきたい。

○政府委員(大和田啓吉君)　今回の果樹保険が、いままでの私どもやっております農業共済事業と一番違ひますことは、農作物共済にしまして、一番違ひますことは、農作物共済にしまして、養蚕、家畜共済にいたしまして、義務加入といふことが、当然加入といふことか、入るか入らないかといふことが個人の意思にまかされておらないわけにございませうけれども、果樹保険の試験実施につきましては任意加入でございませう。したがって、私先ほど名のりをあげている県が三十一あると申しましたけれども、それは県の役人が最終的にきめる問題ではございませう。果樹栽培農家がやるかやらないかといふことを終局的に判断するわけにございませう。その判断をいたしました場合も、一体、保険料は幾らであるか、保険金は幾らであるかといふことを私どもまだ申し上げておりませうから、ことしの秋から来年にかけましてその作業が終りましたら、そういう条件がはつきりきめられましたから、各農家が判断をして

きめるといふことになるだろうと思ひます。

なお、私も差し上げてあります資料によりまして、三十八年ないし四十年のデータを使いますと被害率が相当高くなつておるところがございます。被害率が高ければ、したがつて保険料率あるいは保険料は高いわけでございます。しかし、まあ四十年までのデータでございますから、このデータを動かすことはできませんが、私も、果樹保険の実施に入ります前に、四十一年のデータを集積して、四十一年のデータを加えて、さらに被害率なり保険料率を出すつもりでございます。したがつて、ここに差し上げております資料は、あくまで現在の時点での保険料率あるいは被害率でありまして、実際に農家にこれで行うかどうかというふうに関、判断を求めます場合は、また多少出入りがあるであろうと思ひます。まあそういう四十一一年の資料を用ひしても保険料率が高いと感ずるところは、これは高いと思へば入らなくてもいいではないかというふうに一がいに言えないむずかしい問題があるわけでございますけれども、こういう条件で入るから入らないかということ、結局、栽培農家がきめる問題であつて、決してわれわれとして無理に入らなさいというふうには絶対に言わないつもりでございます。

○村田秀三君 その逆の場合といひますか、非常に加入希望が多くて、まあ一応一割で押さへようと思つたものが、試行期間中に二割になり三割になるといふこと、こういうことはそのまま認めていくという方針ですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私も、データが、まだそう全国一斉にあるいは相当大規模に広げられるほどのデータがそろつておるといふふうに申し上げられないわけでございますから、大体一割程度、それも主産地に限つて行なうことが試験実施のためまえからいふても適當ではないかというふうに考へております。

○村田秀三君 まあそれが適當であること、この判断をしたとしても、少なくとも三十一県希望しているということありますから、かりにそれが二割、三割とこえたときには、いや、いまは試験実施期間中であるから、本格実施に移つたときにお入りなさいと言つて断わるのかどうかということですか。

○政府委員(大和田啓吉君) これは三十一県名のりをおつておられますけれども、最後まで三十一県がとどまるかどうかわかりませんし、果樹農家におつた場合に、地方地方の事情あるいは要望がどういふふうに関、動かすかわかりません。私も、一割と申し上げましたけれども、一割きつちり、何がなんでも一割で押さへようというふうにもございませぬから、それは果樹農家あるいは果樹団体関係者等の意見も聞いて常識的な判断できめるつもりでございます。

○村田秀三君 次に、保険対象果樹であります。指定をされておる果樹は十種あります。果樹振興法でカキであるとかサクランボであるとかあるわけでありまして、これを落とす理由、それとおそらく事業の興廃が影響すると思ひますが、非常によろしいものであるという認識が除外された生産農家に普及すると思はれます。これは希望がほとんど出てくると思つておるのです。その際、期間五年ということではなくて、期中でも新しい対象をつくつていくかどうか、この点についてもひとつ確認をしておきたい。

○政府委員(大和田啓吉君) 果樹保険を行ないます場合に、どれだけの範囲でこれを行なうかというところは、一つの判断の問題でございますが、私も六種を選びました一つの気持ちでいたしました。果樹の産額は、四十年で、たしか二千六百五億でございますが、私が申し上げました果樹の六種では千七百三十五億円で、約八四％になるわけでございます。発足いたします場合は、八割四、五分ぐらいになる程度のもので発足すれば、まずは果樹保険としてはいいではないかというところが一つでございます。

もう一つは、データの関係で、三十八年ないし四十年に試験調査をいたしましたものは、この六種に加えてカキがございましたけれども、カキにつきましても、岐阜県一県で試験調査をやりましただけで、一つの県だけの調査で果樹保険をやりますことは、いかにも乱暴といひますか、勇敢に過ぎますので、カキは今回は取りやめたわけでございます。しかし、カキにつきましても、果樹の試験実施中でも、私も、試験といひますか、調査を積み重ねていって、五年間の試験実施の期間でも、御要望があればカキを取り上げるつもりでございます。カキ以外のものにつきましても、データが一つもございませぬので、試験実施の期間中に取り上げるということはなかなかむずかしいと思ひますけれども、私は、今後の問題として、クリでありますとかその他いろいろございまして、十分に検討したいと思ひます。

○村田秀三君 カキは調査の結果を見て、期中の途中にも入れたらいいことであるから、それはぜひとも考へていただきたいということをお願い添へると同時に、その他のものも、これはやはりこの期中に調査を開始するといふような措置をとります。その結果、本格実施に乗せるかどうかは別にいたしまして、その調査だけはしておいて、こういうことではひとつお願いをしたいと思ひます。

次に、義務加入と任意加入の問題ですが、これは先ほど保険が共済かの問題で若干ありましたが、これも、しかし、義務加入と任意加入という問題についていろいろと今後起きやしないかということとを心配しておるわけですね。したがつて、なほ任意加入にしたかという点について本来論議をしなくてはならないところでありまして、私は、一つの例を申し上げて、そこから論議を發展させてみたいと思ひますが、たとえば被害というものは、その他の保険でございまして、大体一つのものが中心になるわけですね。たとえば交通事故にせよ、これはもう百人も二百人も一度に起きるといふ例がないということではないけれども、おおよそは、事故というものは、私一人なら一人という

ことになると思つておるんですね。これは死亡保険でもそうです。ところが、この保険は、被害があるというところは、これは一律に被害を受けるという態様をなすのではないと思つておる。その場合に、義務制であれば、被害に対する措置というものは、国の措置も地方公共団体の措置も同じように平均化した措置をとることができる。ところが、任意加入であるといふことで、任意加入をしておつた農家はそれに被害救済の措置というものが上積みされるという形にならうかと思つておる。そういう点についてどう考へておるかということですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 果樹保険を義務制でやるか任意制でやるかというところは、一番苦勞した論点の一つでございます。農作物の保険は、できるならば義務加入であることが保険の執行にとつてベターであることは言うまでもございませぬ。しかし、果樹栽培農家といふのは、水稲栽培農家あるいは麦の栽培農家と違ひまして、非常に内容について複雑であります。非常に、地域によつて経営の内容もまた非常に違つておる。まして、保険に対して何を期待するかというところが、地帯により、あるいは農家の階層によつても、非常に違つておる。それを一まとめにして、水稲と同じように義務加入させるといふことは、これは言うべくしてなかなかむずかしい。もし果樹保険の制度を義務制にしたら、私はある意味で非常な反発があつたらうと思ひます。果樹保険を本格実施いたします場合に、はたして任意制で続けるのか、あるいは義務制に変えるのかというところは、それはこれからの研究課題でありますから、いま即断して申し上げることもありませんけれども、私は、果樹栽培農家の性質からいって、義務制より任意制のほうが適當ではないかという感じを持つておるわけでございます。したがつて、地帯によつて、保険に入つておる者に入つていない者で災害の場合に扱われ方が違つておるといふことは、これはやむを得ないのではないかとおつておると思ひます。

○政府委員(大和田啓吉君) 果樹保険を義務制でやるか任意制でやるかというところは、一番苦勞した論点の一つでございます。農作物の保険は、できるならば義務加入であることが保険の執行にとつてベターであることは言うまでもございませぬ。しかし、果樹栽培農家といふのは、水稲栽培農家あるいは麦の栽培農家と違ひまして、非常に内容について複雑であります。非常に、地域によつて経営の内容もまた非常に違つておる。まして、保険に対して何を期待するかというところが、地帯により、あるいは農家の階層によつても、非常に違つておる。それを一まとめにして、水稲と同じように義務加入させるといふことは、これは言うべくしてなかなかむずかしい。もし果樹保険の制度を義務制にしたら、私はある意味で非常な反発があつたらうと思ひます。果樹保険を本格実施いたします場合に、はたして任意制で続けるのか、あるいは義務制に変えるのかというところは、それはこれからの研究課題でありますから、いま即断して申し上げることもありませんけれども、私は、果樹栽培農家の性質からいって、義務制より任意制のほうが適當ではないかという感じを持つておるわけでございます。したがつて、地帯によつて、保険に入つておる者に入つていない者で災害の場合に扱われ方が違つておるといふことは、これはやむを得ないのではないかとおつておると思ひます。

○政府委員(大和田啓吉君) 果樹保険を義務制でやるか任意制でやるかというところは、一番苦勞した論点の一つでございます。農作物の保険は、できるならば義務加入であることが保険の執行にとつてベターであることは言うまでもございませぬ。しかし、果樹栽培農家といふのは、水稲栽培農家あるいは麦の栽培農家と違ひまして、非常に内容について複雑であります。非常に、地域によつて経営の内容もまた非常に違つておる。まして、保険に対して何を期待するかというところが、地帯により、あるいは農家の階層によつても、非常に違つておる。それを一まとめにして、水稲と同じように義務加入させるといふことは、これは言うべくしてなかなかむずかしい。もし果樹保険の制度を義務制にしたら、私はある意味で非常な反発があつたらうと思ひます。果樹保険を本格実施いたします場合に、はたして任意制で続けるのか、あるいは義務制に変えるのかというところは、それはこれからの研究課題でありますから、いま即断して申し上げることもありませんけれども、私は、果樹栽培農家の性質からいって、義務制より任意制のほうが適當ではないかという感じを持つておるわけでございます。したがつて、地帯によつて、保険に入つておる者に入つていない者で災害の場合に扱われ方が違つておるといふことは、これはやむを得ないのではないかとおつておると思ひます。

○政府委員(大和田啓吉君) 果樹保険を義務制でやるか任意制でやるかというところは、一番苦勞した論点の一つでございます。農作物の保険は、できるならば義務加入であることが保険の執行にとつてベターであることは言うまでもございませぬ。しかし、果樹栽培農家といふのは、水稲栽培農家あるいは麦の栽培農家と違ひまして、非常に内容について複雑であります。非常に、地域によつて経営の内容もまた非常に違つておる。まして、保険に対して何を期待するかというところが、地帯により、あるいは農家の階層によつても、非常に違つておる。それを一まとめにして、水稲と同じように義務加入させるといふことは、これは言うべくしてなかなかむずかしい。もし果樹保険の制度を義務制にしたら、私はある意味で非常な反発があつたらうと思ひます。果樹保険を本格実施いたします場合に、はたして任意制で続けるのか、あるいは義務制に変えるのかというところは、それはこれからの研究課題でありますから、いま即断して申し上げることもありませんけれども、私は、果樹栽培農家の性質からいって、義務制より任意制のほうが適當ではないかという感じを持つておるわけでございます。したがつて、地帯によつて、保険に入つておる者に入つていない者で災害の場合に扱われ方が違つておるといふことは、これはやむを得ないのではないかとおつておると思ひます。

ただ、地帯によりまして、散発的に農家が加入したし、これは保険としてまた別のむずかしい問題を生じますので、今回の試験実施にあたりまして、一つの地区で果樹保険をやりました場合には、その農家の過半数が加入しなければそこで保険はやれないということで、いま先生が言われたこととの調和をはかっています。

○村田秀三君 この辺から保険と共済の違いというものが出るような気がいたします。私も、果樹農家を一軒一軒歩いていろいろ意見を聞いてきたわけではありませんが、自信を持って義務制などという言い方はいたしません、この際はいかしく、もちろんこれは義務制という表現自体が私はおかしいと思いますが、補償するに義務制などというものは出てきませんから、そういう意味では義務制という表現自体がおかしいと思っておりますけれども、一応この際はそういう表現をさせていただきます。いろいろと論議をするならば、少なくともこの保険制度には共済部分があることですね、これは、先ほど局長も言っておられるとおり、私も認めます。それが多或少ないかは別にして、私も認めます。それが多或少ないかは別にして、私も認めます。それが多或少ないかは別にして、私も認めます。

家と不均衡であるという実態というものは、これはやはり免れないわけですね。そうすると、これは何だ、おれのところへもつとそれじゃ見返りをしてよけいなものをもよこせというふうな話にこまかに検討すればなる可能性というものがあろうかということです。この点はどうか考えますか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私の御説明が悪いのであるはおわかりにくいかもしれませんが、保険が共済かということ、義務制か任意制かということとは全然別の問題でございます。これは、共済というものは使いたしません、農業共済組合が行なり任意共済という制度でございます。さらに、農協共済事業というものもございまして、これも任意制でございます。保険というものは使いたしません、いま自動車関係の自動車保険はたしか強制加入というものが、当然加入のほうでございます。したがって、保険が共済か、特に今回果樹保険というものを使いたしたことが任意加入にならざるを得ないというものは全くございません。これは別の問題でございます。

○村田秀三君 いまお話がありました、私自身も共済ということについていろいろ意見を持っております。共済そのものでも、災害補償というものはではないと理解できる面もあるし、また、一部はそうであるという面もある。したがって、私がいまここでことばとして表現をしておいた共済に対する認識ですが、この場合は共済のほうは補償部分が多いんだという認識に立っておるものから、そういうことばの区分けをしないで使いたした、それではこれから補償部分という表現を使うことにいたしますが、少なくともこの保険の中では補償部分が入っておる。一割額であろうか、その他事務費であるとか、あるいは政府の再保険部分を含めるとするならばこれは相当膨大なものになるわけでありまして、その補償部分というものを相当この保険は持っているわけですね。したがって、一線に起きたところの災害地域の救済、助成、そういうことを考えた場合には、これは不均衡じゃないかということですね。その点についての理解はどうですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 果樹保険は任意加入でございますから、災害を受けた場合に、果樹保険に入っている者として、入っていない者として差ができることは当然でございます。それから果樹保険に入っております者の関係におきまして、通常被害に相当する分は、これは連合会が自分の保有の保険料で保険金を払うということになります。それから災害が相当ひどくて異常災害を含む場合は、異常災害につきまして九割は国が再保険料を払い、あとの一割については連合会が負担をするということになります。これは別に均衡上不公平であるかということではなくて、通常被害にとどまった場合と通常被害にとどまらなかった場合と、国と連合会の関係が違ふということでございます。

○村田秀三君 ちょっとかみ合わないわけですが、私が申し上げているのは、この保険は任意加入であるために、その地域で、いまのおたくのほうの考え方からすれば、これは果樹農家が過半数に入らなければ成り立たないと思っております。それはわかりません。しかしながら、その過半数は確かに保険の影響を受けるというものは、何と云っても政府の補償部分というものが入っておるという理解でございましょう。政府は再保険をするし、そしてまた、事務費も出すし、果樹農家に直接影響を与える部分というのは、交付金である一割が影響するわけですね。ということになるんでしょ。一割交付するわけですから、掛け金は一定に定めるけれども、そのうちの二割は交付いたしますよということですから、果樹農家に差し上げますよということと同じですね。そうしますと、その差し上げる額というのは、被害が起きた場合には前もってその準備のために掛け金の一割ずつ補償しますよということと同じだと思いませんか。その場合に、保険に加入しておいた農家は、一般的に果樹あるいは国の助成策を受けて、なおかつこれが上積みされている結果になるんです。現実の問題として、農家の方がこの保険の内容などというふうなものを詳しく知らないで、あるいはほ

○政府委員(大和田啓吉君) 果樹地帯で災害が起きました場合には、国としては、たとえば農業土木に補助金を出すということもございまして、それから天災融資法を発動して三分の低利の融資をするということもございまして、そういう従来災害対策事業では不十分ではないかということが今回の果樹保険を生んだ一つの契機だろうというふうに思います。いま果樹保険をつくりまして、任意加入といいますが、事務費を国がめんどうを見、保険金の一部を実質的には交付金という形で交付し、さらに一番大きいのは、全体の八割七分ほどは国が責任を負う、これが一番大きい国の補償でございます。そういうものを国が出す場合に、保険に入っていない者と保険に入っている者と不公平ではないかというふうにおっしゃいますならば、まさにそのとおりでございます。これは、私も試験実施の段階を過ぎて本格実施に移ります場合には、どうぞ皆さんお入りくださいというふうな当然言えるわけで、皆さんがお入りになれば、任意保険であらうと義務保険であらうと、それは変わりはないわけでございます。

ただ、はなはだいまの問題は私としてお答えにくいわけでございますけれども、もしも共済組合が任意共済事業として果樹保険をやるとすれば、これは政府は別に再保険もやしませんし、それから交付金も出しませんが、事務費の国庫補助もやしませんから、これは保険に入る者も入らない者も国との関係においては無差別ということになる

いろいろ研究して理解をすれば、あの論議は出てこなかったと思うんです。掛け金が高くて支払う保険料が安いじゃないか、こんな言い方は出てこない。なぜそうなるんだらうというのを研究できなかったと思うんですね。だから、論議の角度というのは変わってきたと思うんですよ。そこで、私は、一つお願いを申し上げたいわけでありまして、その基礎資料の基礎資料、料率を導き出すための基礎資料ですね、これがあるはずだと思えます。なければ出てこないわけですから。その資料を拝見したいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(大和田啓気君) 手元に差し上げておきます三年間の別の被害率でございますが、これがもとになる数字でございます。水稲あるいは麦等につきましては、ある県について二十年間の資料、データをもとにしまして、そこで通常被害率と異常被害率とに分けるわけでありまして、通常被害率と異常被害率とを分けるのは、私どもよくポアソン分布と言いますが、一〇〇のうち九五の頻度であられる部分と、一〇〇のうち五の頻度であられる部分とを分ける。その境を問題にいたしまして、九五の頻度であられる部分を通常被害率、一〇〇のうち五の頻度であられる部分を異常被害率というふうに分けておるわけでございます。したがって、今回の果樹保険は、年の数にいたしまして三年でございますから、その三年をもとにして、いま私が申し上げたような作業はできないわけでございますから、その三年に加えて、県別の被害率は、まあ十県やっておりますから、項数は三十になるわけでございます。三十の被害率を、いま申し上げましたように、ポアソン分布に乗せて、九五の頻度であられるものと五の頻度であられるものと区分をいたしまして、ミカンにつきましては二・二％という通常被害率を出したわけでございます。それをこえる部分が異常被害率ということでございます。

したがって、衆議院で御議論いただきまして、ある県につきまして保険料率が

非常に高くて、三〇％以上の被害の場合に保険金が支払われるということでは、三〇％の場合に支払われる保険金よりもむしろ保険料が高いのはおかしいではないかという御議論を伺いたい。たわけでございますが、先ほど申し上げましたように、この被害率は私どもが格別加工した数字でございます。調査の結果のなまの数字でございます。調査の結果、少しあるいは高く出過ぎているかというふうにも思いますけれども、それを修正する資料というものはございません。したがって、衆議院でも申し上げましたことは、この三年の数字につけ加えて四十一年のデータに乗せて、そうして被害率をもう一度はじき直しますと、これはことしの秋ぐらいいまに私ども被害率と保険料率とを計算して、それで各県の農業団体あるいは農家に御相談をするわけでございます。この数字はそういう意味で現在の時点における数字であって、今後修正されますというものを申し上げたわけでございます。これは保険数理の問題でございます。特別にどうこうということではデータを加工したわけではございません。

○村田秀三君 この基礎被害率を基礎にして保険料率をはじき出したというところはわかるんですよ。どうやってはじき出したのかというのがわからないんです。この算式、この保険料率が全く正しいものであるのかどうかという、それを知るための資料ということなんです。基礎被害率からこの料率が出たんだということはおかしく、これをもとにして、だけれども、どういふ経過でどういふ資料によって被害率が固定したのかということがわからない。だから、算式があるわけですか。その点をお聞きしたいんです。

○政府委員(大和田啓気君) いま申し上げましたのは、その算式の内容を御説明したわけでございます。それで、ミカンで申し上げますが、もう一度簡単に申し上げますと、項の数が三十ございまして、ポアソン分布に乗る部分で、九五の頻度で起る部分と五の頻度で起る部分とで計算をいたしますと、通常被害率が二・二％に

なるわけでございます。各県二・二％をこえる部分を平均いたしましたものが異常被害率でございます。異常被害率と通常被害率を加えたものが被害率でございます。それで、それで保険料率をはじくわけでございます。

○村田秀三君 そのように説明を受けるわけですが、どうもわからないですね。何か紙に書いたものはありませんか。

○政府委員(大和田啓気君) 紙に書いたものをお示ししますと、さらにむずかしくてわからないことになりまして、私がわかる程度で申し上げることのほうがむしろ御理解いただけるだろうと思えます。

○村田秀三君 それがおかしいんです。むずかしくてわからないかもしれないけれども、それを頭につけてながら自分でのみ込んでみると、この料率のはたして妥当なものであるのかどうかというのがわからない、こういうことなんです。だから、局長がこぼして話をしていることはわかるんですよ。わかるんですが、その料率に至るまでの算式、そしてその資料、これは被害率ばかりではないと思うんですよ。保険設計には一番重要なものですからね。それが知りたいんです。むずかしくてわからなくてもいいですから、その資料をひとついただきたいと思います。

○政府委員(大和田啓気君) 決して差し上げるのをいとうわけはございませんけれども、後ほど差し上げるということにして御了承いただきたいと思えます。

○村田秀三君 それはどれくらいかかりますか、時間は。

○政府委員(大和田啓気君) 三十分か一時間くらいです。ただ、算式の問題でございますから、めんどくさいということだけはひとつ御了承いただきたいと思えます。

○村田秀三君 それでは、その資料が届きましたので、そして私のほうで専門家もおりますから、検討してのみ込んだところで次の質問に移りたいと思えます。

思うんですが、ひとつそのように承知していただきたい。

○川村清一君 どういうものが出るのかわからぬ、とにかくむずかしいものだろうと思えます。保険設計の料率を出すところの算式だから。そこで、これから暫時休憩をしていただいて、その資料を持ってきて、そうして村田委員のところへ、ただ紙に書いたものをひよつと出されてもまたわからぬから、持ってきてそうしてよくわかるように説明していただいて、それから続けたいと思えます。

○委員長(野知浩之君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(野知浩之君) 速記を起こして。暫時休憩いたします。

午後三時二十分休憩

午後三時二十七分閉会

○委員長(野知浩之君) ただいまより委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑のある方は、順次御発言願います。

○村田秀三君 いま資料をいただきました。本来であればこれは長時間調査してみたいと思えますが、時間もありませんから、いまは拝見をするにとどめますが、しかし、どうも私らしうと目で見ましても、まだまだやはり問題点があるかと思えます。決してそれが農林省の責任などということとは私は言いませんけれども、しかし、問題があるということだけは明らかにしておく必要がある。したがって、この料率というものは、保険料をきめるための根拠になるものでありますから、保険料が高いか安いかわかるのは、これはかりにはありませんけれども、これで大体きまるといふことが言えるということでありまして、この試験実施期間中であつても、いまこれを定めたからこれではよろしいのだというものの考え方はなく、少なくとも正しい資料と正しい計算に基づいて

て掛け金の軽減をはかっていくという考え方に立つべきであらう、こう思いますので、ひとつその点を確認していただきたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓吉君) 私ども差し上げております資料は、正確なものでございますけれども、何ぶん調査の時点が三十八年から四十年までの三カ年でございまして、水稲、麦等は二十年間の変化にのつとつて計算をしておりますとの点が違ふのでございまして、今後、試験実施中におきましても、データがそろひに從ひまして、各県の被害率、したがつて保険料率を適宜改善してまいりたいと思ひます。

○村田秀三君 それでは、この問題はどの程度にせざるを得ないということで、次に移ります。

そこで、加入率がやはり保険設計にはこれまた重要な役割を持つと理解をするわけでありまして、この事業計画を立てまして、その加入者が一割ということであるのか。先ほどのお答によれば、加入者が一割になるということでありました。そこで、私は、先ほど、二割、三割伸びる場合もそれでよろしいのではないかという言ひ方をいたしました。どうしてこのような事業を起す場合には、一人は万人のために、万人は一人のためにということでありませうか、やはり加入者が多ければ多いほどよろしいんだというような感じがするわけでありませうか、そういう立場に立ちますと、先ほどの論議に戻るわけでありませうけれども、この計画、保険設計をするに於いて、これはやはりな質問になるかもしませんけれども、一割全部が加入したという前提に立つておるのかどうか、この点について……

○政府委員(大和田啓吉君) 試験実施で一割と申しますのは、果樹栽培農家の一割ではございませんで、栽培面積約十八万町歩の一割程度の面積について試験実施をいたしたいということでございます。資料として差し上げております国の責任あるいは連合会の責任等々は、一割の栽培面積について全部加入するという前提での計算でございませう。

○村田秀三君 基準取引量について聞いてみたいと思ひますが、過去四年間のうち平均値を出したというふうな言われ方をされておるが、それでよろしいのか。同時に、また、それを認定するのはどういう方法でどなたがやられるかということが一つ問題になると思ひます。それを……

○政府委員(大和田啓吉君) 私ども、計算の便宜のために、ミカンに例をとつております。十アール当たり二千六百キロというふうな数字を使つておりますが、これは実際に試験実施をいたします場合には、当然果ごとの問題になるわけでございます。それで、基準取引量をどの程度正確に定めることができるかということが、実は、今回本格実施に至りませんで試験実施をいたします一つの理由でございませうけれども、実際問題としてはなかなかむずかしいかろうと思ひます。しかし、私も現在やろうと方針を固めておりますことを申し上げますと、まず、ある県、ある地帯につきまして連合会が委嘱いたしました、県の試験場あるいは農協の連合会の技術職員等を動員いたしまして、樹齢別、品種別の標準的な取引量というものを定めるつもりでございます。その標準的な取引量を個々の加入農家の栽培技術水準あるいは沿革等に当てはめて個々の具体的な例をつくる。なお、あわせて、共同選果あるいは共同販売等が相当進んでおります地帯では、流通市場を参考にして個別に数字を固めていく、そういうふうな考へておるわけでございます。

○村田秀三君 それはどなたがやるわけですか。

○政府委員(大和田啓吉君) これは当然元請の連合会と栽培農家との納得ということになるわけでございますけれども、いきなりの話し合いということではななくて、まず、客観的な資料として、試験場の職員等に委嘱して、その地帯の品種別、樹齢別の標準的な取引量の表をつくる、それを個々の農家の具体的な事情に合わせて個別化していく、そういうことでございます。

○村田秀三君 それは、標準別に果樹農家に選択をさせるというふうな方法ではなくて、その実態

に徴して個別に定めていく、そういう考え方ですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私が申し上げましたのは、基準取引量の問題でございませう。保険金額を出しますために、もう一つは、一キログラム当たり……たえばミカンあるいはリンゴの保険金額といふものがございませう。これは、ここに差し上げてあります資料で、ミカンにつきましてはキログラム当たり三十九円という数字がございませうのは、最近四年間で、高い年、低い年を除きまして二年間の東京卸売市場のミカンの価格が一キログラム当たり六十五円でございますから、その六掛けというところで三十九円を保険金額の最高限にいたしましたわけでございます。キログラム当たりの保険金額につきましては、福島県のリンゴ、あるいは宮崎県のミカン等々、県単位でミカンなりリンゴなりが最も多く行くような中央卸売市場の最近数年の価格を基準にして、その六割というところで定めるわけでございます。これは、ミカンについて申し上げますと、一キログラム当たり三十九円というふうに基準価格がかりに出るといたしますと、それを一つの地区で三十九円で見ると、あるいは三十五円で見ると、まあバルク九〇％に見ると、一〇〇％に見ると、八〇％に見るといふことは、果樹栽培農家に選択させるつもりでございます。

ただ、一つの地区では、一つの保険金額というふうなことにいたしませんと、逆選択の問題も起こり得ますから、一つの地区では一つの保険金額でございませうが、どれだけの金額を選ぶかということには果樹栽培農家といふことが、保険の申し入れ者の選択にまかせるといふことでございます。

○村田秀三君 やらうとしておることはわかりました。そこで、私も共済組合員なんですが、私のところでおる田は非常に取量の低い田なんです。ところが、付近一帯はあたりに取量の低い田なんです。ところで、それが基準にされてしまふんです。そうして、それが基準にされてしまふものがあるから、掛け金はあたりまえに支払ふ、実際

は取量は低いだけども、幾ら取量が低いから共済金の支払いをおれは受ける権利があると言つても、これはなかなか支払いを受けられない、そういう実態があるわけですね。したがつて、いま局長が答弁をされたその中で考へてみるとすればどういふことになるのかということ、いま私考へてみたわけでありませうが、これは個別に取量を一個別というのは、地域別ではなくて、農家のほうですね。個別に取量をその果樹農家と相談して認定をしていくという方法がとられないと、やはりいろいろな問題が出てくる、こう思ふんです。それはそうすることではないんですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 個別に相談をすると言ふことは多少正確を欠くかも知れませうが、私も考へておりますのは、その地区における樹種別あるいは樹齢別の標準的な取引量をまず試験場の技師その他専門家にきめてもらふわけですね。それを個々の農家に具体的に適用いたします場合に、その農家の栽培技術水準あるいはその農協等の取り扱ひ量等を参考にして具体化をしていくということでありませう。

○村田秀三君 その問題はあまりこだわつておりませんけれども、しかし、一定の基準をしくいたしたとしても、これは非常に詳細にいたしませんと、同じ果樹農家でも、一がい千円といひしても、樹齢も異なりますし、これはばらばらだと思ふんです。その基準をきめるにあたりましては、少なくとも個々の農家の実態と合わせて間違ひのないように、狂つても了解のできる狂いである、こういう状態のものをつくらないと、これはもめごとをつくる種をまくよりなものであると思ひます。その辺は十二分に配慮していただきたいと思ひます。

次に、保険金であります。先ほどのお答の中にもありましたが、保険金は六割だと。この六割の根拠は……

○政府委員(大和田啓吉君) ある年の果実が全減をいたしました場合の保険金額の最高は六割にな

るわけですが、果樹は年によって価格の変動がございいますから、超過保険を避けるという意味もございいます。それから水稲については申し上げます。一〇〇%とれません場合、収穫皆無の場合の保険金の支払いというのは、六三%でございいます。水稲が六三%で果樹が六〇%というのは、水稲との見合いを考えたことが一つでございいます。さらに申し上げますと、樹種によって多少の違いはありますけれども、六割を補償いたしますと、生産費調査によります物財費と労賃部分とを大体カバーできるのが最近の生産費調査における状態でございます。この三点をあわせて六割を適当と考えたわけでございます。

○村田秀三君 ただいまの説明だと、水稲が六三%であるからそれに見合うものである、それから物財費プラス生産費、これに見合うものである、こういってお答えでございました。お答えの中に、価格の変動があるということを言われましたね。そこで、問題になりますのは、私は二つあるうかと思ひます。というのは、価格変動、まさにそのとおりでございますから、基礎調査を四年なされて、その四年の価格がそのままあるというふうにはないと思ひますね。したがって、その調整をどうするのかという問題。しかも、過去四年間のものをおま定めて、それを五年間そのまま踏襲するということは、これは不合理なような気がいたします。毎年考えていかなければならないような気がいたします。それはそれでよろしいのかという問題が一つ。

それと、もう一つは、価格変動というのは、これは自由価格制であるからだと思います。それから、先ほど、局長は、六三%云々と言いましたけれども、これは水稲の例。水稲の例は、先刻御存じのように、生産費所得補償方式になりました。その生産費というのは毎年動きませんが、それは物価に対応して動かす努力がなされて、しかもそれは上がっておるといふ傾向ですね。ですから、常に実体は固定していると観念してもいいと思ひます。そうしますと、果樹の基準収量は自由価格制

だということになる、生産費補償をするという前提に立つて基準収量やあるいは保険金が定められておらないというところに私は問題があるように思ひます。その点はどうですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 具体的に事業をやります場合に、過去の相場の四年間をとつたらいいか六年間をとつたらいいかということ、私ども一つの検討課題として検討しておりますが、いずれにいたしましても、一たんきめましますと、それを五年間動かさないという趣旨ではございませぬ。これは、過去四年をとりましたも、六年間をとりましたも、毎年動かしていくつもりでございます。

それから生産費を保険によって補償することが適当かどうかということも、これもなかなか問題がある点でございます。生産費と申しますと、当然に反当の生産費でございます。反当の生産費で補償をいたしますと、ある農家はミカン三千キロという農家もございいますし、二千キロという農家もございいます。生産費はそれほど大きな相違はございませぬから、技術水準の高い農家と低い農家とが保険金額において相違がないという状態になるわけでございます。これは水稲につきましかつて農業保険で反当建てをいたしましたのが、農家によって勤勉なものとそうでないものと収量の相違があるのに、反当一本ではおかしいではないかということで、いまのような普通収量建てに交えまして経過がございいますので、反当生産費をとるよりも、一キログラム当たりの保険金額にその農家の基準収量というものを掛けて保険金額を出すほうがよろしかろうというところで、いまのようにはいたしたたのでございます。

○村田秀三君 私は、こういう背景も考えながら特に主張したいと思ひますが、少なくとも果樹は将来伸びていくというところは間違いない。間違いないけれども、消費と生産の関係においては、やや生産が先行している傾向があるのではないか、こういう資料が出ております。そうしますと、果樹の価格というものが、今後はたして生産

に見合う価格で推移するかということを考えるのが、これは、価格の保証制度であるとか安定対策が効果をおさめない限り、そういう事実は考えられない。とするならば、少なくとも基準収量をきめるにあたりましては、確かに今回の場合、過去四年間は果樹の値段がよかつたといふことは言われるかもしれないけれども、しかし、それが実際に生産費を割るような価格の場合も平均値が出てくるとするならば、これは補償という値にはならないわけですが、したがって、基準収量を金額で引き直す場合には、何としてもやはり生産費の問題で、いま、技術水準の格差であるとかあるいは市況であるとか、いろいろなことが言われまして、それは水稲であつても同じことが言えるのでございいますが、生産費の標準をきめるにあたりまして、これは技術がへたなんだ、だからやむを得ないんだという感じは農家の方は持つと思ひます。そうすると、むしろ生産費の標準をきめて、そこからはじき出されたところの基準金額でなければ、将来間違いを起す。私はその理解をするわけですが、それはどうですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 将来の価格の推移の問題を別といたしまして、生産費を基準にして保険制度を組み立てますと不適当と思われまは、技術水準の差が保険金額にあらわれないわけでありまは。生産費というものは当然反当生産費で出てくるわけでございます。それから、三千キロをとる農家も二千キロをとる農家も、保険金額というの一本になるわけですが、これは、先ほど申し上げましたように、最初は米についてそういう思想で面積だけでやっておりますのを、だんだん収量建てに変えてきたのでございいますが、面積建てでやりますと、不平を言いますのは、技術水準の低い農家ではなくて、技術水準の高い農家が必ず反対を起すというか、不満を持つわけでございます。私は、価格と生産費の問題は別といたしまして、保険金額としては、やはり一定の一キログラム当たり保険金額掛ける基準収量ということ

で、個々の農家の事情を反映させることのほうが保険制度としてはよろしかろうというふうに考えております。

○村田秀三君 どうもこの制度自体が両様を持つていけるものですから、都合のいいときには保険が出てきて、都合の悪いときには補償が出てくる、こういうことで非常に論議のしにくい面があるわけですが、いずれにいたしましても、将来のことを考え、なおかつこの制度自体の持つ意義というものを生かすためには、少なくとも――それは、確かに、技術水準の違いのある農家が不満を持つということを配慮するならば、生産費を基礎にして技術格差をプラスするというよりよろしいうや合理的な方法が検討されてもいいのではないかと、こう思ひますが、これはどうですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私どもも、果樹保険を本格実施いたします場合には、いろいろ検討の課題がございいますから、ただいまのところ私は生産費をとることについてはいろいろ問題があると思ひますけれども、今後の検討課題の一つとして勉強をいたしたいと思ひます。

○村田秀三君 その点はひとつ間違ひなく検討していただきたいと思います。これは相当にやはり将来の問題になるような気がいたします。次に、支払い保険料でありますから、先ほど料率の中で若干触れました。触れましたけれども、もう一度突っ込んで質問してみたいと思ひます。何と申しても、掛け金よりも少ないところの支払い保険金というものは、どうもやはり感情的には了解ができませんね。そして、これはもう三割以上の被害でない保険金が支払われないという事ですね。その感情というものは、やはり果樹農家の立場に立てば、なんだえなものと思ひます。間違ひないと思ひます。しかも、基礎被害率の資料を見ても、これは三割以下の被害というものは相当に低くなつておるといふことになれば、なかなか機会がないじゃないか、おれたちは掛け金は納めるけれども、もらえない機会がない、しかも

三割も被害があつたのに掛け金よりも少ない保険金なんてあるものじゃないという感じを農家に与えることは間違いないと思う。そこで、私は保険設計に問題があるような気がするわけでありすが、それを直す方法というのがあるのかないの

○政府委員(大和田啓吉) お手元に差し上げました資料によりまして、三割の被害ではもう保険金のほうが少ないけれども、四割の被害ではもう保険金のほうが圧倒的に多いということになるわけでございますから、この保険料率を見ても、農家によって加入を希望するものが絶無だというふうには私は思いません。しかし、御指摘のように、少し常識としておかしいではないかという点は、私は当然あると思えます。この点につきましては、三十八年から四十年の三カ年にわたつてとにかく調べました数字から先ほど申し上げましたような保険率によつてどういふ保険料率を導き出したわけでございますから、ただいままでの資料によつてこれを交えるというわけにはまいりませんけれども、四十一年のデータがこれに加わるによつて何ほどの修正が行なわれるであろう。さらに、四十二年、四十三年、四十四年というふうなデータが積み重ねられるに従いまして、もしも三十八年―四十年の被害率が何かの事情で過大に出るとすれば、それは農家でもって御納得のいく数字になるのではないかと

○村田秀三君 検討の余裕があるということでありまして、そのような立場で検討してもらいたいのと思ひます。私のそれに対する考え方を若干申し上げてみたいと思ひます。一つの例ですから、そのついで聞いていただきたいと思ひますが、三割被害で四千八百円、そして十割被害で四万八千円、これは十倍ですね、倍率は、この倍率が高いか低いかわかることは、これはいろいろ御議論があるところでしょうけれども、少なくとも十割の被害というのとは実際どういふ状態だろうかと考へてみる。そうしますと、これはごくまれという

ことが出てくる。しかも、ごくまれな場合は何かという、台風、水害で河川流域の果樹園が根こそぎ流れることだろつと思ひます。そうしますと、頻度率が非常に低いということを考えてみた場合、上のほうに使つてゐる部分を頻度率の最も高いところにつけていく、そういう設計のしかたもあるのではないかと、こう思つてわけであり

○政府委員(大和田啓吉) リンゴにつきましても、以上の被害について支払う方式をとりましても、三十八年は四・九割の被害率が、三十九年は一・六割、四十年は二・〇・六割、相当被害率の高いものでございまして、まあ保険なり共済なりいづれにいたしましても、ある意味では被害率の高いところで保険料率が高いのはやむを得ないわけでございます。いま先生が御指摘になりましたように、高いところからむしり取つて低いところにつけるというわけにはなかなか保険のたてまえから言つてむずかしいわけでございますが、私はこのおりに具体的に料率をきめるとは申しておられない

で、これは三十八年ないし四十年のデータに基づくとどうなりますというのを申し上げておるわけ、四十一年のデータ、さらにその後のデータが積まれることによつて、その高い被害率がある程度直される可能性は十分あるわけでありまして、むしろ私も水害その他いろいろな保険制度をやつておりましたけれども、被害率として出たものはそのままなおに使用してまいりませんと、これは保険制度全体のいわば運命にかかわる問題でございますから、ある数字について鉛筆をなめるといふことをいたさないで、これにデータを積み重ねていってそれで調整をするというふうな考へておるわけでございます。

○村田秀三君 その辺のところは専門家にまかせ

○政府委員(大和田啓吉) 私が先ほど御説明いたしましたミカンにつきまして、十割の例を三年にわたつて項数三十で申し上げましたものが、過去の被害率、そのとおり出ております。重ねて申し上げますと、温州ミカンについて申し上げますと、三年にわたり十割の例で項数にして三十の場合、被害率のない場合が十三回、一割の場合が七回、二割の場合が一回、三割の場合が四回、四割の場合がゼロ、五割の場合が二回、五割をこえる場合が三回ということでございます。

○政府委員(大和田啓吉) それでは、これは全

体の場合でございますが、もう少し御質問がこまかいのでさらにこまかく御説明いたしますと、ある県につきまして、三〇%以上減収の場合に損害をてん補するという方式をとつて三十八年、三十九年、四十年の調査で申し上げますと、三〇%ないし四〇%の被害がありました場合は一〇・三割、四〇%ないし五〇%の場合が四・四割、五〇%ないし六〇%の場合が一・四割、六〇%ないし七〇%の場合が一・二割、七〇%ないし八〇%の場合が〇・四割、八〇%ないし九〇%の場合が〇・九割、九〇%ないし一〇〇%の場合が〇・一割で、三〇%をこえる被害が一八・七割、これは面積でございますが、そういう実例がございまして

○村田秀三君 まあどういふ数字が出てくるわけですか。このことを考へてみた場合、一〇〇%というのがある。そうしますと、保険設計する場合には、十割を想定しながらその支払い準備をするという考へ方に立たなくてはならないわけでしょう、一応、そう考へてきますと、準備はするけれども、実際に支払ひするといふことは少ないのか。その分は、斜線をすつとゆるやかにして、下の部分を引上げるといふことが保険設計上可能ではないかという、そういう考へ方なんです、これは、そうしますと、結局、かけた掛け金よりも保険料が少なかったという不満というものは当然解消をするはずだし、しかも、そのようにしなければ、これは特に任意加入であるだけに、入る者はいないんじゃないかといふことなんです。それは検討できるということですね。

○政府委員(大和田啓吉) いま申し上げましたのは、ある県の三十八年における被害の実態でございますが、お示しいたしましたように、三〇%ないし四〇%の被害率は一〇・三割でございます。被害の全体の中の割合としては五五・一割といふふうな、三〇%ないし四〇%、あるいは四〇%ないし五〇%のところに相当集中して被害があるわけでございます。一〇〇%の場合は一〇・一割といふぐあいに非常に少ない、千分の一の面積にしかな

かつたわけでございますから、それらのものは当然保険料の算定にあたって組み込まれておるわけでございます。

○村田秀三君 組み込まれておるのはわかりました。私もそれは理解できます。理解できるんですが、とにかく支払うことはまずないんだから、その部分を、政策的に、下の部分を高くするという設計ができないのかという、そういうことなんでしょう。

○政府委員(大和田啓吉君) いま申し上げた例によりまして、一〇〇%の場合は千分の一しかございせんから、一〇〇%の被害の場合に一〇〇%の保険金を支払います。全体の保険料の計算にあたってのウエイトというのは非常に小さいわけでございます。ですから、一〇〇%被害の場合に一〇〇%払うというのは、これは私はそうすべきであつて、収穫皆無の場合に払うのが非常に少ないというのではおかしいわけでございますから、一〇〇%被害の場合には一〇〇%払うということにしても、その保険料の中に占めるウエイトは非常に少ないから、先生が御心配になりますように、全体としての保険料が高まるというふうにはならないというふうに考えます。

○村田秀三君 数字に忠実であるということは大切なことでありまして、私はこれ以上論議はいたしません。いたしませんけれども、試験実施期間中といえども掛け金よりも少ない支払い保険料というものはなくなるであらうということも想定されるんだというふうな意味のことを言いましたから、私はそれをもつて了解はいたしますが、少なくともやはりここに出ているようなものは直さなくては、とてもこれが果樹保険だというふうな印象は受けたいです。これは直していただくということについて御検討いただきたいと思つておる。

それからもう一つ、保険設計は一地域ごとにつくらねばならないということですね、そう思うんですが、どうですか。たとえば、保険料も、同じ福島県でも飯坂とそれから須賀川は違つ

と、こういう形になるんだらうと思つておる。この点はそう理解していいわけですね。

○政府委員(大和田啓吉君) 果樹保険を本格的に実施をいたします場合には、私は当然そういうふうにするべきであると思つておる。ただ、試験実施の段階におきまして私どもが得ておられますデータによつてそれだけの地域区分ができません。これはやりません。しかし、すべての地域にわたつてやるだけの材料を持ち合わせておられますので、最初は県一本で行き、あとになつてそれをだんだんに修正をしていくというふうに考えておられます。

○村田秀三君 法律の趣旨は、いま私が申し上げたようなことなんでしょう。しかし、実際にやってみるためには、農林省が指導する場合には県一本でやる、こういうことですね。

○政府委員(大和田啓吉君) 法律の趣旨をいたしましては、県単位でやるけれども、場合によつて地帯を分けてもつけようというのが法律の趣旨であります。私は、データが十分そろえば、そのほうが県一本の場合よりもはるかに賢明であると思つておる。

○村田秀三君 そこで、私は考えるわけですが、福島県を想定してみます。そうしますと、飯坂と須賀川、白河、こういふリンゴ、ナシであれば、そこで考へてみた場合に、これを県一本でやらすに、飯坂地区の果樹農協を中心にそれをやるとするならば、白河の保険料と飯坂の保険料は違つて、もちろん収穫基準も違つて、支払い保険料も違つて、こういうふうなことが出てくる。そうすると、資料に出ておられますように、福島県は被害率が高いわけですね。高いから、私はそこでがらばるわけではありませぬけれども、地域に大まかに区切つてしまつた場合に、つまり制度の目的であるところの一人は万人のために、万人は一人のためにというものが生かされなくなるのではないかとつておる。だから、私の言いたいのは、被害率が高いところは高いところなりにその中ですべてが計画をされるということではなくて、少なくとも政府は再保険もしている、あるいは交付金

も出るといふことを考へてみた場合、全国一律にしようというのは非常に困難かもしれませぬけれども、そこに幾らか政策的な意味を持たせたとところの設計、これをつくる必要があるのではないかと考へておるわけでありまして、その辺について考へ方を明らかにしたいと思つておる。

○政府委員(大和田啓吉君) 具体的な県につきましてこの数字でやるかどうかというところは、四十二年に数字を当たらせたわけでございます。その数字が変わることは十分あるわけでございます。ですから、その点の御了承を得たいと思つておる。私は、農業保険のためから言いますと、被害率に從つて保険料率がきめられるというのが筋合いではないかというふうに考へておられます。三十八年まで水稲の共済があまり評判がよくありませんでしたその理由の一つは、被害があまりないところでも一律に相当高い保険料を取られるということが農家の不満をだんだんに強くしたわけでございます。三十九年度以降の新しい制度で村ごと被害率あるいは保険料率を変へましたことが、農業保険制度が農家に根づいて評判がよくなつた一番大きな理由でありますから、私は、できませぬば、やはり被害の程度に応じて保険料率がきめられるという体制をとるべきであると思つておる。しかし、具体的にいま出されたものとして、それはどう考へておるかというわけにいきませんから、県一本ということを出発して、県について非常に高い被害率のあるものにつきましたら、これは四十一年度のデータの上でもう一度考へ直すことができるかどうかということも臨みたいと思つておる。

○村田秀三君 この問題に長い時間をかけるつもりはありますが、少なくともこれは政策保険である。そうして、国も相当部分持ち出しをするわけですね。だとすると、被害の高いところを救つていくという思想が前提にならなければならぬ。そういう意味で、長野県のことにはこれは大臣におまかせいたしますけれども、私は福島県のことを想定してみますと、成り立たせるためには、相当

に高い掛け金と、そして低い支払い保険金というふうなことにやはりどうなるような気がしてしかたがないですね。その場合に、しからば、福島県の果樹農家がこれに飛びついてくるかという、それはそう簡単にはまいらぬということになると、これは冒頭申し上げましたが、結果的に被害率の高いところが避けられてこの事業が進行していくということになつたとするならば、これは果樹保険を創設した意味というものが半減するだろう、そういうことを考へるがゆゑに、その点は特に強調しておきたいと思つておる。

それから政府の再保険の問題について端的にお伺いしたいと思つておる。一割再保険料を払い込むわけですね。そうして、政府が九割の責任負担をするということになつておられます。まあ政府は九割でなくて十割持つてもらいたいという気持ちがあります。ありますけれども、それはさておいて、少なくとも被害が起つたことをご想定するとなれば、再保険料というものは積み上げられていきます。積み上げられては、たまたま再保険料が二年分たつた、そうして全体の二割に達した、政府の責任は八割で済むのじゃないか、こういう問題があると思つておる。その点について、それはどうなんだということなんでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(大和田啓吉君) 政府の再保険の内容を申し上げますと、私どもの想定で、果樹保険の試験実施で支払い責任額が全体で百三十億七千万円、このうち、連合会の持つ分が通常部分と異常部分を合算して十六億四千万円、政府の持つ分が百十四億三千万円というところで、政府が八七〇、連合会が一二〇というふうな持つわけでございます。これに見合う保険料をいたしまして、総体が五億九千万円のうち、連合会が二億九千万円で、政府が三億持つわけでありまして、かりにこのままの制度で行くとしたら、政府が三億の再保険料を収入して全然再保険金を払わな

に見合ふものとしては大体四十年近くかかるわけ
でございます。そういうことは実際問題としてあ
り得ませんけれども、政府は、三億の再保険料を
もらって、異常被害があまりと、十億、二十
億、あるいは極端に言くと百十四億全部特別会計
として持ち出さざるを得ないということも考えら
れるわけでありませう。

○村田秀三君 その場合はけつこうなわけです。
私は、九割まるまる持ち出しというそのことに
ついては異存はないんです。ただ、しかし、無事故
の場合、異常災害が起らなかった場合には、再
保険料が積み立てられるわけでしょう。その際
に、何といひますか、この表の中で、いまの保険
設計の中では、異常災害部分全部を対象として吐
き出したといひましたも、百三十億ということ
でしょう。だから積み立て金がふえれば政府の責
任部分はこれが百億になり八十億になるという、
そういうことなんですよと聞いているんです。

○政府委員(大和田啓吉君) それは、そうではご
ざいませぬ。連合会として異常災害が起りませ
ん場合には、異常部分の掛け金にして三千万円が
年々たまっていくだけでございます。政府として
は、三億の金が多少たまりまして、再保険のう
ち九割は政府が持つわけでございますから、連合
会がどれほどかりに金をためまして、政府とし
ては九割再保険を支払うことになるわけでご
ざいます。

○村田秀三君 そうしますと、異常災害が発生を
した。それで、積み立てておつたところの保険
料、これはそのときにはもうすでに保険料という
ことにはならないのかもしれないけれども、政府
の特別会計の中には——無事故であれば、蓄積が
されていくわけですね。そうしますと、異常災害
が発生したといふときには、その蓄積された現金
分から先に支払いをされるという、そういうこと
になるわけでしょう。

○政府委員(大和田啓吉君) たとえば果樹保険を
始めました最初の年に全然異常災害がないといひ
まして、三億特別会計に金が残るわけござい

ます。その次にまた三億再保険料が来て、六億に
なるわけでございます。その場合に、かりに相当
な災害が起きて三十億政府が払うといひました
と、たまたま六億に二十四億持ち出して政府が払
うという形になるわけでございます。

○村田秀三君 その計算をしていきますと、これ
は何年か、計算上は四十年だと思ひます。満額にな
るのは、事実問題としてそういうことはあり得な
いと思ひます。一応計算上はそういうことにな
るとするならば、四十年たつた場合には政府は実
際にその九割の責任は持たなかつたという結果も
これは言ひ方としてはできるような気がするん
です。算術計算をすれば、そこで、私が申し上げた
のは、そうではなくて、備蓄がいかになるか
はともかくといひましたも、政府の責任分拒率
というものは、ことしも来年も再来年も全部九割に
して行く、その蓄積部分は被保険者に還元する
という措置をとるべきではないかという考え方は
あります。その点について御見解をいたしたい。

○政府委員(大和田啓吉君) これはなかなかむず
かしい問題でございます。私ども、農作物、蚕
繭共済においては組合等、あるいは今回の果樹保
険につきましても連合会に無事故戻しということ
を考へておるわけでございますけれども、一年間
だけで収支をして余れば返す、足らなければ全部
を持つといふこともなかなかむずかしいわけでご
ざいます。いずれにいたしましても、三億の再保
険料で百十四億の再保険をいたすわけございま
すから、かりに災害がなくて保険料が多少たまり
ましたも、それはやはり特別会計に積み込んで、
将来政府が再保険金を支払う場合に使うというこ
とでございます。かんべんをいたしたいと思ひます。

○村田秀三君 ごかんべん願われても、ちよつと
もうそれで論議は発展しなくなるわけですが、私
が言ひたいのは、政府は九割持つんだというこの
姿勢だけはあるわけですね。だとすれば、それは將
来にわたつて九割持つんだという考え方に立つ
てよろしいのではないかと思ひます。それで
ないと、この表を見ますと、まあ言つて見れば、

びんの中に水を入れたようなかっこうになります
ね。この水はどんどんたまっていつて満ばいにな
る。満ばいになった場合には政府の責任というも
のは解消するんだという理屈にもなるんです。す
その責任というものは、これは確かに何かがあつた
場合にはこれは補償しますよという、これはまご
とにけつこうな話でございますが、しかし、架空
なものになりかねないという想定ができるわけ
です。だとすれば、この水の入つた積み上げ部分を、
二割がいいか三割がいいかというその点について
は問題がありましようけれども、いずれにしても
これは異常災害でなければ吐き出しはしないわけ
です。通常災害はしよつちゅう起つておる。そ
うして累の連合会が赤字で苦しんでおるとい
うとき、政府の再保険だけが現金をまだ持つてお
る。どうかは決して好ましい状態ではないと思
ひます。私は、そのときはやはり吐き出し
ていいんじゃないかと思ひます。同時に、先ほど、無事
故戻しといふことはありましたが、その無事故
戻しは、私も衆議院の議事録を見まして、五年
たつて赤字であれば還元しますよといふことであ
れば、それはそれなりに了解をいたしますけれど
も、これは試行期間だから五年たつて戻すとい
うことも言えると思ひます。端的に言へば、本
格実施に移つた場合には、三年たつたら約束ごと
のようにこれは無事故戻しをいたしますなどとい
うようなことは言ひ得なくなると思ひます。す
だすとすれば、何も私は再保険の積み立て部分だけ
にこだわるわけではありませぬけれども、少なく
ともその部分は常に被保険者に還元をしていくと
いうところに重要さを感じておるわけなんです
ね。その考え方に基づいていろいろと申し上げて
いるわけでありませぬが、まあ局長の立場として
なかなか答弁のしにくいところであらうと思ひま
すから、これは大臣に御答弁をいたしたいと思
ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 大臣でも同じようなこ
となんです。大抵、保険といふのは、御存
じのようになり、なるべく災害のないことを期待した

し、どの保険でもそうでありませぬが、災害の場合
に、たたいま長い間御質疑がございまして、たよ
りに、政府はそういう災害の生じたことについては
その九割を補償するといふことございませぬか
ら、考え方においては村田さんと同じことにな
るわけでありませぬが、やはり、保険は、ほかの保
険でも、保険料というものが蓄積されていつて、そ
してその上になおそれを上回る災害のときには、
政府は当初きめておるだけの責任は、つまり先ほ
どのお話で申せば百十億、これについては政府が
究極においては負担をする、こういうことござ
いますから、まあ保険という制度はそんなよう
なものではないかと思つておられます。したがつて、
局長の申し上げておられます趣旨は、結論におい
ては、国が再保険、しかも九割の再保険をいたす
といふことは、いま試験実施の段階ではありませ
ぬけれども、そういうやり方で実情をしばらく調査研
究をして、そうして本格実施に移すときにいろい
ろまた経過を参考にいたしまして考へていくはう
がいいんではないか、こう考へます。

○村田秀三君 まあたいへん虫のいい話を私ども
はしておると思ひます。しかし、それが虫がよ
いから、これによつて相当に変わつてくるわけ
があるか、これによつて相当に変わつてくるわけ
ですから、そういう意味で、私は、補償部分を何と
かして多くしなければならぬといふ前提に立つ
ていろいろ申し上げておるわけです。いま原案が
できて、とにかくこれを政府が一〇〇％持ちな
さいとか、積み立ては返さないといふふうな言
ひ方がいまにわかにここで結論が出るも私は思
つておられません。少なくとも私が申し上げてい
る部分、つまり補償部分といふものを高くしてい
ければならないと同時に、掛け金をすつと下げて
いつて、支払い保険金を高くするといふような制
度を持つていかないと、これは本格実施に移つて
も苦しむのではないか。したがつて、何も再保
険部分の積み立て金だけのこと言つておるのでは
ありませんけれども、無事故戻しといふ考へがあ
るならば、二年目、三年目は掛け金を同一の被保

險者ならば安くしていく方法というものもこの試行期間の中で十分検討されてもよからうではないか、こういふ立場に立っておられるわけでありまして、よくひとつ御検討願いたいと思ひます。

次に、事務費、人件費、これは政府が持つということでありますが、事業がどのように拡大をいたしましたとしても、それはそのまま見ていくということでありませうか。

○政府委員(大和田啓吉君) 将来の問題は別といひました。また、本格実施に移ります場合の処置は別にいたしまして、試験実施の期間中、基幹的な事務費については、国が全額予算措置を講ずるよう努力をいたします。

○村田秀三君 この際、想定をされるわけでありませうが、これは連合会もそうでありませうが、末端の共済組合なんか、相当な繁忙といひますか、それからまた、収穫基準をきめるとかなんとかいふ技術的なものもいろいろ必要になってくるわけでありませうね。そうしますと、たいへんと思ひます。そのときに、予算の範囲内で、まあしかたありません、一千円やりたいところなんだけれども五百円がまんしてくれというふうなことがなつたんでは、これは困るわけですね。したがって、可能な限り措置をして、その措置に要する経費というものは見ていく考えなんだと、こういふふうなことでないかと、やはり末端の組合では相当に不安があるのではないかと思ひますが、その点についても御答弁をいただいでおきたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓吉君) 連合会もいろいろございませうから、かかつたものすべてを国が見るといふふうなわけになかなかいかねるわけではございませうけれども、基幹的な事務費につきましましては全額国庫補助がいくように予算措置を講ずるつもりでございませう。

○村田秀三君 しばつとした答へが出ないようでありませうが、まあ気持ちばかりでしたが、そういうことで適切な処置というものをお願いしておきたいと思ひます。

次に、保険の種類の中に入りたいと思ひますが、収穫保険であります。私はそのときの流通価格を対象にすれば一番よろしいのではないかと実は考へておられるわけでありませうが、しかし、この原案についていろいろ考へてみますと、確かに被害は三割ありました、しかしながら、よく豊作貧乏といふことがありますが、特に果樹の場合には、農家がこれではまあまあだといふような価格形成をされるころの条件といひます。今日、生産状況から考へてみた場合に、どこか一地域が被害にあわないと値が出ないんだといふことが言われるのでせうね。そうしますと、三割被害はありましたが、しかし、実際に秋になつて収穫をして流してみたら、ところが市場価格は相当によかつた、金額的にいって、去年十割の収穫があつたよりも現実問題としては収入が多かつた、こういう結果が出てくるのではないかと想定されるわけですね。そこら辺のところはどう考へますか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私は、御指摘のようないふこともあろうかと思ひますけれども、すべての場合が御指摘のとおりでありますれば、果樹保険はもう全然要らなくなるわけではございませうから、そういう御指摘のようないふ場合もあるし、また、物理的な被害を受けて、価格もそんなに上がらなかつたといふことで、果樹農家が相当な損害を受けるという場合もあろうかと思ひます。

○村田秀三君 三割という被害率の中では私も判断ができません。したがって、その被害率、そうして生産数量と流通価格の関係を本来ならば資料をとつて調べてみたいと思つておられるわけでありませう。それを農林省のほうへ前もつてお伺ひしましたところから、そういう資料はないといふことでありますから、これは一つの想定でもの申す以外はないわけでありませう。そうしますと、事実上、いろいろな問題が起きる可能性があるとするならば、これは先ほどの問題とも関連をするわけでありませうが、過去の生産の平均値を求めて基準とするといふことよりも、そのときの流通価格をむしろ対

象として保険設計をするほうが農家のためにはなれないか、こう実は考へるわけですが、その点はどうですか。

○政府委員(大和田啓吉君) これはなかなかむずかしい問題でございませう。一つは農産物の価格について保険制度をとつたらどうかといふ御意見にも通ずるであらうと思ひます。しかし、農産物の価格を保険の対象にいたしますと、価格が下がります場合はどこでも下がるのが通例でございませう。災害によつて下がる場合もございませう。それ以外の理由によつて下がる場合もございませう。したがつて、全体どこでも値段が下がるのを補てんするといふことは、これは危険を分散するといふ保険のたてまえからいって不可能でございませうし、幾らに売れるかといふことも、これは個々の農業者あるいは団体の販売技術の巧拙といふことにも関係いたしますので、価格を保険の対象とすることはまずむずかしいのではないかと考へます。保険にかけるときには、保険金額がまだきまらないといふものを保険の対象とすることも、これはまた技術的にむずかしい問題があらうと思ひます。

○村田秀三君 私も非常に困難だらうと思ひわけです。そこで、次に出てきますのは、これは果樹保険とは直接関係ございませう。まあよく果樹価格の安定といふことが言われますけれども、果樹の価格補償制度——いわゆる保険といふものは非常にその面ではむずかしいのだといふことである限りは、やはり果樹価格の安定とこの制度といふものを対置して考へていかない限りはこれはいけなないのではないかと、こう思ひわけです。したがつて、ここでは問題があまり大き過ぎると思ひますけれども、その価格安定制度、私どもの立場からするならば、いわゆる価格補償を伴うところの支持制度、こうせよといふ主張を前々からしておられるわけでありませうが、そういう点についてどう考へるかといふ点について、これは大臣からお答へをいただきたいと思ひます。

同時に、また、大臣が衆議院のほうにおいでになつたといふことをいま連絡を受けましたが、最後に実は締めくくりとしてお伺ひをしておきたい、こう思つたのでありますけれども、この保険事業を試験的にやつて、まあ失敗すれば次はやめるんだぞといふようなことは私は言われないだらうと思ひます。少なくともこの試験実施期間中に効果ある作業を進めて、そして本格的実施に移れるようにしたいといふ気持ちでやつておられることは間違ひなからうかと思ひますが、やるのかやらないのか、その点を確認をしたいこと、同時にまた、これは試験実施でありますから、どこにどういふ伏兵があるかわかりませう。間違ひまして赤字がそつちこつちに出てどうしようもないといふような事態になつたときにはどうするんだといふ点について、これは要約いたしますと問題点は三つになりませうが、これを大臣にお伺ひしておきたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 価格につきましましては、私どもも果樹関係の郷里を持つておりますので昔からいろいろ考へさせられておられるわけでありませうが、これは米などと違ひまして、私どもつくる者自身がその責任とそれから発意によつてやるものでありますから、価格もおのずから自由な形成のものに行なわれるものであります。しかし、いま国民全体の食料の中で占める果実の分量は非常に多いわけでありませう。また、輸出産業にも考へられておる。そういう点で、価格の安定といふことについては、政府も大いに力を入れなければなりません。

そこで、ただいまお話のことでありますが、たとえばミカンにいたしましては、ミカンの需要が逐年増大いたしてまいつた。そういうことのために、もしほりつておきますならば植栽の面積が非常にふえる傾向になります。やはりそういうことは全体の需給のバランスを見ながら政府としても行政的に指導していく必要がございませうし、また、違ふ果実におきましては横ばい、または若干の微減の状況を呈している、そういうものにつきましては、やはりその用途を拡大してあげるためには、あるいは輸出を考慮し、あるときにはまた

ているわけでありませんが、その見解について肯定できるのかどうかです。

○政府委員(八塚陽介君) 薬剤は、年々新しい薬剤が創出され、かつ、販売されておりますし、それからその薬剤を使用する目的も、ただ、虫を殺す、あるいは病気を防ぐというだけではなくて、たとえば成長を抑制するとかあるいは促進するとか、いろいろデリケートな作用をねらって薬剤の使用が拡大をいたしているわけでございますから、そういう意味におきまして、薬剤の使用というよりなことにつきましては、栽培の立場から年々むずかしくなつてきています、あるいは、注意をよりよく必要とするようになってきています。もう一つ、生産者の方も、年々そういう新しい状況に対応して勉強をされておりますから、それに対応した知識あるいは技術もふえていくわけでございますが、いずれにいたしましても、先生がいまお話しになりましたように、それだけに指導というものはむずかしく加えつつあるものであろうというふうなことは言えるわけでございます。ただ、態度をいたしまして、したがって、ときどき指導のしそこないがある、あるいは指導上のすき間があるというのを前提としたして、そういう場合の金を積み立てておくというものは、どうも制度としてはなじまないのではないだろうか。薬剤の散布あるいは薬剤の使用についてという場合には、一種の何と申しますか、あまりデリケートな、ちょっと間違えば非常な害になるといふようなところはなるべく避けて、許容の範囲を守って指導していく、あるいは、人を見て法を説けと申しますか、教えるべき方の程度を見てそれなりの指導をしていくというふうな態度でもって指導の万全を期すということが正道ではなからうかというふうな思ふわけでございます。

○村田秀三君 考え方は、抽象的には、ずつと聞いておきますとわかります。わかりますが、私がこういふことを申し上げるのは、果樹の問題でいわゆる薬害事件という例があるのかないのか、

これはわかりませんが、実情を掌握しておればお伺いしておきたいと思ひます。間違つて薬を売りつけたと。山梨の例、これは明らかだと思ふんです。それから指導がまずあったのか、指導されたほうが間違つたのか、この判断は非常にむずかしいところではあるかと思ひますが、しかし、指導の適切さを欠くという面についての事故というものはかなりあるのではないかと。これは二つの面から言えると思ふんです。そういうものでも全部保険でカバーしてしまふという、このような制度ができませんと、大体そういうふうな成り行きが想定される——であつては、保険の趣旨が生かされないというところであります。しかしながら、行政指導のまずさがあつたとしても、責任を追及するとなると、これはどこでどうなつて

のか、あまいな形で取捨をされているという、何もしないことばかりではありませぬけれども、えてしてそういう傾向があるわけですか。ですから、この際はその責任区分というものを明らかにしておいて、そして、果の指導課が指導しました、これは間違ひました、間違つたならば、その補償は果がするということ、あるいは、ないしは国がするということ、こういう区分というものをやはり明らかにして、そして、責任の所在というものを明らかにしておく必要がある。こういう観点に立つていただいま申し上げているわけでありすが、その考え方を認めるか。まあ抽象的には認めると言わざるを得ないと思ひます。

○政府委員(八塚陽介君) 現実に災害と申しますか、薬害がありました場合に、それは客観的な事実でございますから、必ず客観的な調査をすること、そしてやれば原因がはつきりするわけでございます。そういう場合に、その原因の、責任の所在というものははつきりいたしますれば、これは、当然、現在の民法あるいはその他の法律による責任の隔風ということも考えられるわけでございますが、ただ、私もいろいろ現地の指導を過去において経験をしたことがございますが、口ではそう言つても、なかなか客観的に原因を究明

するということには困難な場合もございます。そういう意味におきまして、そういう場合の一種の補償というものをどうするかという現実の問題があつたことは、十数年前でございますが、経験したことがあるわけでございます。いずれにいたしましても、確かにいま先生がお話しになりましたように、抽象的には是認いたしますというふうな考えをいたしました。抽象的には是認いたしました。具体的なことはなかなか処理が困難でございますが、申しますと、再びもとへ戻るわけでございますが、そういうことの起きないようないはば慎重な、あるいは相当な許容限度を見た態度で指導をしていくということが必要ではないだろうかというのを考える次第でございます。

○村田秀三君 まあ事実問題が目の前にあるわけじゃありませんから、論議は抽象的にならざるを得ませんから、私はその問題については、何と申しますか、しかし、心配されることは、何であつても保険でかぶさつてくるのじゃないか。それでは事業としてはたまつたものではないか。したがつて、その区分だけは常に明確にしておかなければならぬまい、こういう立場で申し上げているつもりであります。

次に、果樹振興、生産増強、こういう立場に立つては、いわゆる災害防止ということも考えられてはよろうかと思ひます。しかしながら、この保険事業を開始する限りにおいては、被害をいかにして最小限に食い止めるかというのが、保険事業の成否を左右する、こういう立場に立つておられますけれども、その災害防止施策というのが、保険事業設計と同時に並行的にどのようになつておられるか、考えておられますか、ということもあれば、それでもよろしいと思ひますし、考えておれば、どういふことが現実問題としてあるのか。しかも、経費が伴うものであれば、その経費の処置についてもかかかかか処置をしたいと思います。こういうお答えをいたしたいと思ひます。

○政府委員(八塚陽介君) 保険事業が、幸いに試験実施、あるいは今後本格実施というふうなことで軌道に乗りますならば、もちろんこれは果樹生産あるいは果樹振興にとって非常に心強い制度であらうと思ひますが、少なくとも現在まではそれがなかつたわけでございます。なかつたとすれば、頼むのは、災害があれば災害後のいろいろな対策でございますが、それにいたしまして、災害がないことが一番必要でございます。従来も、国といたしましては、果樹園の植栽については植栽の資金等の認定をいたしてまいつたわけでございますが、その場合にも一つの基準として、まず第一には、気象災害を受けやすいところ、こういうところは非常に気象災害を受けやすい、こういうところであれば大丈夫であるというふうな線を打ち出しておつたわけでございますが、昨年改正になりました果樹振興法に基づきまして、本年三月三十一日につくりました「果樹農業振興基本方針」におきまして、再びそういう気象災害を受けやすいような果樹の植栽をやつていただくために、こういう基準を出しまして指導をいたしてまいつておられるかと思ひます。そのほか、たとえば霜が降る、低温になるといふようなことに対するオーチャード・ヒーターと申しますか、果樹園を

一時的ではございますが、あつたためる施設の購入補助、あるいは特に防風障と申しますか、防風林かんきつ等におきまして、その間に、林と申しますか、木の列をつくつて風をとめるというふうなことも、あるいは、もつと根本的には、これも最近に発足いたしましたことをあらわしますが、病気が出る、虫が出るということをあらかじめ組織的に察知をするという病虫害の予察事業というふうなことをやつてまいつたわけでございます。今後とも、ただいまお話がありましたように、保険制度が発足いたしましたも、当然必要なことでございますので、果樹園の防災の施策というところについては、種々具体的に進めたいと思ひます。

○村田秀三君 一例を申し上げますと、今晚霜が降るそうだと確かにラジオ、テレビでそういうこ

とを報道する場合がありますが、聞き漏らした農家もあるわけですね。そういうことを考えてみると、この気象通報というものが果樹農家に直接行き渡るように、そういう措置を講じてもらいたいというふうな意見がいまでも出てくるわけですね。そうしますと、いろいろ手配はしておろすけれども、まだまだ不十分な面を持っておろすということでありませぬ。したがって、私はいままでも具体的にあれやこれや申し上げるつもりはありませぬが、いずれにいたしましても、保険事業開始とともに、保険の立場からいえば、その防災諸施策というものがもっと強くなるんだということ念頭に置いていただいて、明年度の予算措置の際には、これらも含めて具体的な数字のあらわれできるように期待をいたしまして、これはこれで終わりたいと思います。

それからいまの問題とも関係がありますが、新しく植栽をする農家がふえてきておる。こういう中では、技術格差というものがどうしても見受けられるのです。したがって、この技術格差を解消するための指導といいますが、そういうものもこれまたより以上に徹底されるべきである、こう考えておられますが、この点についても、まあ前の問題と同じでございますが、ひとつ十二分に配慮していただきたい、こういうことだけは申し上げておきたいと思ひます。

そこで、果樹関係は、締めくくりに大臣答弁もいただきましたから、大体これで終わりにしようかと思ひますが、同じような制度で、昨年の附帯決議の中にも、豚、鶏、畑作、葉たばこ、これらが出てきておる。したがって、それらがどのように調査をされておるのか。調査をしておらないものはしておらないでけっこうでございますけれども、その経過を、そうしてまた、それはめんどとしてはいつごろ開始できるという点についても、抽象的じゃなくて具体的に答えていただいております。

○政府委員(大和田啓氣君) いま御指摘になりました問題につきまして逐一御説明いたしますと、

まず鶏共済でございますが、これは鶏の飼養の規模等によって経営の実態、あるいは保険に対する希望等が異なっておるものでございまして、四十一年度から四十三年度までの三年間につきまして、大体五つの県にわたりまして相当詳細な調査をいたしておるわけでございます。したがって、鶏共済につきましましては、この三年間の調査が終わりまして時点において、私ども十分新しい制度の可否について検討をいたすつもりでございます。

肉豚の共済につきましては、四十一年度に相当な調査をいたしまして、現在その調査を取りまとめ中でございます。したがって、四十二年におきましてはすぐ実施にかかるといふふうにもなかなかいかぬかとも思ひますけれども、どういふ方法で今後検討を進めるべきかという大体のめどはつけたというふうにして思っております。

畑作の共済につきましては、これも四十一年度から三十三年の計画で試験調査をするつもりでございまして、現に北海道と鹿児島についてこれを行なっておりますが、畑作の共済につきましましてはなかなかむずかしい問題がございまして、どうも県の調査を引き受ける場合の熱意が非常に欠けるところがございまして、畑作でございますから、北海道それから南九州とか鹿児島ばかりではなしに、私どもの当初の予定では、東北として青森あたり、北関東として茨城あたり、南関東として千葉等を頭に置いて県当局と交渉したわけでございますけれども、北海道と鹿児島からなたねについてやってみようという申し出があっただけで、東北、北関東、南関東についてはついに試験調査の段階にも至らないのが現状でございます。

しかし、四十一年から、北海道につきましては、五つの市町村で金銭の授受をやつて約百戸の農家について畑作の共済の試験実施をやつております。したがって、これらの成果も含めて、四十二年、四十三年の試験が終わりまして、ここで十分の検討をいたすつもりでございます。

す。

たばこ共済につきましては、まあたばこというものが専売物資でございまして、農林省関係でいきなり共済にかかるといふふうにもまいらないわけでございます。現に、専売公社では、農家の負担によらないで独自の共済制度を、共済といいますが、災害補償制度を行なつておるわけでございます。その点では不十分であるといふことから、農家の掛け金を得て共済制度を考へ直してはどうかという御意見がございまして、その検討を始めておるわけでございます。しかし、たばこ耕作中央会等におきましては、必ずしも農家が掛け金を出して災害補償制度を考へることについては何か釈然たざるものがあるようで、検討の実態はそう進んでいないようでございます。私ども役所の立場でも専売公社と相談をやつておりますし、協会として中央会等とある程度までの折衝をやつておるようでございますけれども、専売物資というところからいって、しばらく専売公社の検討を見守つて私どものほうの意見も逐次申し上げたいというふうにして考へておるわけでございます。

○川村清一君 関連してお伺いいたします。たばこの局長の御答弁の中で、畑作共済の試験実施の問題がございまして、この問題につきましましては、昨年の通常国会のときに資金の法改正の問題につきましまして私が質問をいたしました。その節、北海道のいわゆる寒冷地農業を構立するためにぜひ畑作共済を実施してもらわなければならないということを強く要望して質問を展開いたしました。これに対する御答弁をいたしました。北海道それから特殊土壌地帯としての南九州、この二地域において二カ年間の間に十分試験をし、その試験研究を基礎にして畑作共済の方向に向かつて努力する、こういうような御答弁がございまして、現在、たばこ農政局の中にそういう機関が設けられました。試験研究中であるはずでございます。それは昨年と本年をもつて終わるはずでございます。その試験の結果等につきましましては、いずれ機

会を得まして私はこの委員会においていろいろお聞きしなければならぬと存じておりますが、ただいまの御答弁の中で、その試験調査に対する県の熱意がどうも足りない、こういうふうなお話もございました。私といたしましては、重大な御発言であると受け取りました。寒冷地出身の議員といたしまして、寒冷地の農民が心から熱望しておるこの制度化のためにやられておるこの試験に対して、県当局が熱意がない。非常に重大な問題でございます。たばこは北海道はどういう点において具体的に熱意がないのか、この際それを明らかにしていただきたいと思います。こう思ひまして関連質問に立つたわけでございます。

○政府委員(大和田啓氣君) 御指摘の調査は、北海道及び南九州の畑作調査ということで、農政局で現在二年がかりで調査検討をいたしておるわけでございます。私が申し上げましたのは、それとは別で、経済局の農業保険の関係で、四十一年、四十二年、四十三年の三カ年にわたりまして、畑作共済がどういふふうにしてやればできるものかあるいはできないものかということの調査検討を申し上げておるわけでございます。これは農政局の仕事と全然別でございます。畑作改善に關する農政局の調査検討について、県当局あるいは北海道当局が不熱心だということを申し上げているわけでは毛頭ございません。

さらに、畑作共済の問題につきましましては、北海道はきわめて熱心でございます。私が申し上げておりますのは、名乗りをあげたのは北海道と鹿児島だけであつて、残念ながら私どもが期待いたしました東北、北関東、南関東から手をあげるところがなかった。したがって、畑作共済を今後進める上において非常に残念に思つておるということをお申し上げたわけでございます。

○川村清一君 重ねてお尋ねしますが、畑作共済は非常にむずかしいということをまず冒頭に前提に御答弁されました。むずかしいから、今日まで、非常な要望があるにもかかわらず、実現しないできていると思つておられます。しかしなが

ら、私はしろうとでございまして、どういふ点がむずかしいのかよくわからない。むずかしいというところに焦点を置いて考えるならば、私は、畑作共済よりも、いわゆる漁業災害補償法、このほうがかつとむずかしい要素がたくさんあるのではないかと考えているわけでありまして。たとえは漁獲共済なんかというものは、きわめてむずかしい要素がたくさんあるのじゃないかと思つておるのであります。しかしながら、漁業災害補償法を、長い間の漁民同士の一つの研究、いわゆるこれは国の委託に基づいてですが、七年間にわたる実施に基づき、さらに今度は共済組合連合会が三年間実施をいたしまして、その上に立つて今年よりや

く国の災害保険がついたこの共済制度、いわゆる保険共済としての態様は何とかできたわけでありまして。このむずかしい漁業でさえ保険共済、これが制度化されたにかかわらず、私はどうも漁業よりは畑作のほうがむずかしいのではないかと、こう思つておるのであります。そこで、むずかしいからおくれおくれとはわかるのですが、むずかしいというのはいふ点かむずかしいのか、いま、果樹とか、さらに今度はだんだん積み上げられていきました、葉たばこか、農家の生産されるすべての種類についてどういふ制度が確立されて、農業安定の方向に施策が向けられておる。こういふときに、畑作共済が遅々として進まない理由がどうも納得できないわけでありまして。どういふ点か一番むずかしい、また、制度化の隘路になつておるのか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓吉君) 畑作共済がむずかしいといふことを申し上げましたも、それがだからやれないといふふうに申し上げておるわけではございませぬ。むずかしい事情を申し上げますと、残念ながら、四十一年から試験調査を私どもがやるうといたしましたも、東北、北関東、南関東でなかなか手をあげる具がないということが示しますように、畑作共済に対する需要がどうも盛り上がつていない。畑作共済をやつてほしいという声

がなかなか盛り上がつてこないということが一つございまして。もちろん、北海道と鹿児島からという声があるわけでもございましてけれども、保険をやります以上は、ある程度地域的な危険分散がないと保険としてなかなか成り立ちにくいわけではございまして。たとえば北海道だけで畑作共済をやりますと、冷害がありますと、一べんに全部いかれてしまふ。農作物の共済でも、全部がだめになるのではなくて、ある地帯はだめであるけれどもある地帯はよかつたということに危険がならされるわけでもございまして、そういう点が畑作共済についてはどういふふうにしのげるかということがむずかしい第一点でございまして。

さらに、第二点は、作物別に考えますとなかなか成り立ちにくい事情がございまして、畑作経営全体を対象にして考えるにいたしまして、水稲あるいは果樹等と違ひまして、一つの経営の中において豆をとりましても、あるときには一町歩、あるときには二反歩ということ、年々の作付の変化が相当あるわけでもございまして。したがって、地域的な危険分散がむずかしいと同時に、時系列的な危険分散が、年による危険分散がむずかしいという事情がございまして。

それ以外に、基準収獲量をどうきめるかとか、被害をどういふふうに査定するかということのむずかしさはございまして、その点のむずかしさは、御指摘のように、果樹保険でも私も試験実施という形に踏み切つたわけでもございまして、果樹に比べて畑作が特別にむずかしい事情はございませぬ。果樹に比べて畑作がむずかしいといふことは、繰り返して申し上げますれば、地域的な危険分散と時系列的な危険分散がなかなかはかられないので、それを保険技術としてどういふふうにしのぐかといふことについてなかなかいい案が生まれにくいといふことでもございまして。

○川村清一君 関連でございまして、これ以上質問は申し上げませんが、ただいま局長が御答弁された内容を会議録の中でさらに十分説き及ばしただいて、それを基礎にいたしまして機会を得て掘り下げて御質問を申し上げたいと思ひますが、非常に疑義があります。むずかしいことはわかつておるんです。しかしながら、局長のようなふうにお考えでは、北海道の農業は成り立つていきませぬよ。北海道がどうなつてもいいというならいいですよ。それは畑作といふことになつたら北海道が第一なんです。しかし、いま、日本の農業をどこにビジョンを求めてあなたの方の考えている理想的な農業をやろうと、そういう地域があるんですか。北海道ですよ。しかし、北海道は、残念ながら、土地は広大であるけれども、気象条件が悪くて、もう連続冷害を受けておる。これを克服するために、北海道の農民は、もう死にも狂服するたために、北海道の農民は、それにこたえて、農林省が、国がどうするか。北海道の農民はどうでもないんだと、農民は死んでしまつてもいいんだといふことならいいですよ。しかしながら、あなたの方は、農業基本法には、はつきりと、米、酪農だ、畜産だ、果樹園芸だと言つていまして、酪農の一大天地をどこに求めるか。そうしますと、あの広大にしてそこに人口希薄なる北海道こそ、新しい理想的な、いわゆる米麦中心でないのでないかと私は考えるのです。残念ながら毎年のように冷害を受けておる。そこで、農民は畑作共済の制度化といふことを熱望しておるわけですよ。ところが、あなたの方のほうは、やるなら北海道だけだ、冷害ばかり受けておるよ、うなそんなものでは保険は成立しないと、確かにそうでしょう。

○委員長(尾崎、理事任田新治君着席) 保険が成立しないとするならば、保険設計が北海道でできないとするならば、それにかわる何かを考えていかなかつたならば、北海道の農業は死んでしまふんですよ。これについては、いずれ私はさらにさらに深く掘り下げてあなたと議論いたしたいと思います。終わります。

○村田秀三君 いま川村委員のほうから話が出ました、これはやつぱり果樹保険でも同じ議論が起るわけですよ。先ほども若干触れておきました。議論が長くなるから私は中途にしておいたわけですが、それは全く一定の地域ごとに行なうといふことでは事業の趣旨といふものが生かされない。補償部分をいかに多くするかといふことを考えようじゃないか、こういうことと当然関連をされるわけですね。だから、いま局長が答弁をされておるような態度では、私もこれまたまことに遺憾であると思つておるわけですね。もしも北海道だけでは事業はできませんよといふことであれば、補償部分を高くしてもいい考へ方は農林省は持っているんだからという、そのものを発展的に拡大をさしていくような方向でものごとを処理してはならないと困ると思つたのです。先ほど、政府の再保険部分の責任分担率を一定にして、そしてその積み立て部分を下へ下げると、こういうふうなことも同じ思想から私は申し上げておるわけですから、先ほどはそれはもうお断りだといふふうなきつぱりしたものの言ひ方をされたから、この場合は議論は発展はさせませんけれども、いまの思想が一つ一貫して果樹保険の事業計画の中にもあるとすれば、これはやはり相当問題があると思つておる。だから、冒頭、果樹保険の審議に入らぬ以前に確認をいたしましたその思想といふものを、ずつと追つていくと同時に、拡大をしていくという農林省の姿勢を私は希望したいと思ひます。当然そうしてもらわなければならぬと思ひます。

そこで、専売公社からわざわざにわかにおいでをいただきましたが、いま各種共済の問題についていろいろ質問をしておつたわけでありまして、専売公社と関係する部分が出てまいりましたので、にわかにおいでをいただいたわけですよ。御了承いただきたい。そこで、葉たばこ共済の現在までの経緯については、大和田局長のほうから若干伺いました。まあ専売公社でも葉たばこ災害の補償制度はあると言つてみても、それに対しては生産農民が非常にまだまだ不満を持つておる、こういうことで、新しい検討を加えようという話も聞

いておるわけでありまして、その検討の経過、内容ですね、それをひとつお伺いしたい。

〔理事任田新治君退席、委員長着席〕

○説明員(大塚孝良君) 昨年の春に、災害補償制度の一部改正をお願いいたしまして、大蔵省令を改正していただきました。いままで全損で四割であったのを、たばこ専売法の二分の一ということの範囲内ということの五割までと、それから全損であった場合に一筆ごとの補償にする、そこですぐ災害補償金を支払うというふうに改正していただいたわけでありまして、その際に、それでは、二分の一まででございますので、五年程度を目途にして共済関係を検討したらどうかというお話がございまして、しかし、いままでの災害補償金ですと、耕作者の方から掛け金を出していただけないわけですが、共済になりますと掛け金をいただくようになるわけでございますので、目下予備的な検討という程度で、まだ具体的にどうということはお出ておりません。掛け金が関係いたしましたので、耕作組合の中央会——耕作者自体の問題にもなっておりますので、中央会のほうにも検討はお願いますようにお願いしてございまして、まだ具体的にどうということでは進展いたしておりません。

○村田秀三君 調査の結果——結果といつても、過程ではありましようけれども、そこから出てきておる資料なんかは整いますか。

○説明員(大塚孝良君) 資料とおっしゃると、どういう程度のものでございませうか。

○村田秀三君 そりしますと、検討しておるといふことは、ただ、内部で、やつたらよろしいかやらないかというふうにはないか、そういう程度の議論であるということですか。

○説明員(大塚孝良君) いまおっしゃる程度でございます。

○村田秀三君 まあそういう程度だということ、まことにこれは遺憾だと思つていますが、葉たばこ共済を検討せよということ、昨年の本院の当委員会でも附帯決議の中に出てはいますかと思

うんですね。その結果、どうそれを理解して今日までおつたかということですか。

○説明員(大塚孝良君) 農林水産委員会でも、一応五年程度の目途というところで検討いたしておりますので、ただいまお答えした程度で、どうも申しわけございませんが、その程度でございます。

○村田秀三君 どうも遺憾なことを聞いたわけですが、五年程度で検討せよということと、どう理解したのかは存じませんけれども、少なくとも果樹保険をやるのには過去三年間調査をしておるわけですね。五年間の範囲の中で検討せよということ、これは五年たつたらやるかやらないかをきめて、そしてやる方向で調査しようということと、交わりないわけですね。その辺のところはどう理解をしておりますか。この五年間に具体的にどう作業をしていこうと計画をしておるのか、そういう点についてひとつ御答弁願います。

○説明員(大塚孝良君) 五年程度と申し上げるのは、農林水産委員会の附帯決議いたしたくちよつと前々から一応の公社の目途でございまして、はたしてどれくらいかという率までしたらよろしいのか、それから掛け金をどうするかというふうなことを公社の内部で予備的な検討をしておる段階でございます。

○村田秀三君 これは岡評議をしておるといふことには理解できないですね、いまの答弁だと。ただ話の中で掛け金の問題がそのまますつと出てくるというふうにはどうもおかしく思ふんです。これならいいですよ。とにかく、掛け金をかけてま補償をしてもらいたくないと耕作者は考えておる。耕作者が考えておるのは、自分が掛け金を出さないでまるまる補償をしてもらいたい、こう考へておるから、いま行なわれておる補償部分が少ないから、生産者からより大きな要求が出てくる。その部分をふやそうか、共済制度をやるか、この検討をしておるといふのならまだ話はわかるか

思ふんです。ところが、どうもさつぱり国会の意向が専売公社のほうに伝わっていない。いまの答弁ではその理解する以外にないわけでありまして、これはどうなんですか。どうも私もよくわかりません。

○説明員(大塚孝良君) ただいまおっしゃったように、掛け金をするかしないかとか、そういうことで耕作者の意向等もございまして、そのうちの検討をお願いしておるわけなんです。

○村田秀三君 それでは、そういう内部事情であるということとは理解いたしました。

そこで、私は申し上げるわけですが、少なくとも国会でこれは附帯決議をつけて明らかにしておる。このことは専売公社も承知をしておるはずであります。だから、それに対応する姿勢としては、とてもじゃないがそういうものではないと思ふ。ならでございまして私はいいと思ふんですよ。そうすれば、それじゃどうしてできないんだという話になつてきますから、それはいいと思ふのですけれども、しかし、検討はしますというふうな片りんがあるとするならば、それは内部間で理事同士でどうしようかなどというふうな話の段階であつてはならないわけでありまして、葉たばこ共済の制度を確立したいという方向であるならば、もうすでにこの五年間でどこまで作業を進めるといふプランができておらなければならぬと思ふんです。その計画を持ってきなさいよ。そんなことはとてもできませんというならば、そういう答弁でもいいですよ。

○説明員(大塚孝良君) 総合的に検討いたしましたので、まだすぐお手元にプランを差し上げる段階に至っていないのであります。

○村田秀三君 それをいつまで検討を終了しようというのですか。いろいろ話をしているうちに五年たちましたという姿は許せないと思ふんです。これはやる気があるのかないのか、明確にしてください。あなた自身が答弁できないとすれば、これは最高幹部と相談をして別途お答えいたしますという答弁でもこれまた答弁になります

ね。ここをばつきりしてください。

○説明員(大塚孝良君) この委員会の御意向を尊重いたしまして、公社としても早急に検討いたしたいと思ひます。

○村田秀三君 まあやむを得なからうと思ひます、この答弁でいまの場合。だから、私は注文をつけますけれども、早急に検討するということでありまして、次の国会にその答弁が明確に出せるように準備をいただきたいと思ひます。よろしくございませうか。次の国会というものは、これは早く国会があるかもしれませんが、また、暮れになるかもわかりませんが、早ければ早い国会に出してらうということですか。

○説明員(大塚孝良君) 引き続きということではちよつと時間が無いと存じますが、御意向に沿いたいと思ひます。

○村田秀三君 もう一点だけ、これは全体に關係をするわけでありまして、先ほど、果樹保険の中で、事務費であるとか人件費という問題を出しましたが、果樹保険ばかりではなくて、現在ある共済組合の職員の給与の問題についてなんです、すいぶんこれは委員会の中で議論をされておる事情も承知をいたしております。果樹保険とこれは関連をするわけでありまして、人件費をまるまる見るといつても、その見方があるのですね。そうしますと、いまの共済組合の職員のペー

スであるならば、こういう簡単な答へにその場合ははなろりかと思ひますが、共済組合の職員の方々が希望している額というものは、あるいは共済組合の指導者もそうでありまして、少なくとも地方公務員並みにはあれを合わしていきたい、こういうようなことをしばしば言われる。したがって、職員の給与については十二分に措置をするというふうな附帯決議を何回もつけたわけでありまして、これが解消されないということについて非常に私も残念に思つておられますけれども、それをどのようにかこれらしていくのか、明確な御答弁をいただいておいたほうがいいと思ひます。

○政府委員(大和田啓君) 共済事業関係の連合

職員ににつきましては、四十二年度の予算でベースアップをいたしましたし、連合会、組合の職員につきましても、勤勉手当の増加を四十二年に予算でいたしました。これはこういふことはなかなか一ぺんにそう飛び上がってやるわけにまいりませんけれども、だんだんよくなってきつたことは御了解いただけると思います。四十三年度の予算につきましても、私も、組合の職員のベースアップ等について十分努力をいたすつもりでございます。

○村田秀三君 四十三年度も努力をするということですが、その努力の幅というものをどの程度まで考えているかということについても触れたいと思います。しかし、この際はやめにいたしますが、少なくとも三年、五年というふうなことでなくて、ここ一、二年のうちには解決するという気ができてひとつ対処していただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

【委員長退席、理事任田新治君着席】

○北條簡八君 私が伺いたいことは、ほとんど村田委員が詳しく質問されたので、大体わかりました。なお、二、三わかりませんところがありますので、伺いたいと思います。

先ほどもお話がありました、今度の法案では、収穫保険、樹体保険と併記してあります。樹体保険が何か独立してあるような錯覚におちいるのであります。これは漁業災害補償で収穫とそれから漁具と分けたようなふうな考えられるのですが、その点が私ははっきりわからないのですが、これはもともと樹体があつて果実があるのですから一体のものだと思うのです。その点はどうか。○政府委員(大和田啓氣君) 樹体保険と収穫保険は、それぞれ独立に行なわれるべき性格のものだと思ひます。場合によりましては一緒に行なわれることもございますが、本来は樹体保険は樹体保険、収穫保険は収穫保険という形で行なわれて差しつかえないものだと思います。ただ、今回の試験実施にあたりましては、樹体につ

きまして十分調査の資料がございまして、今回は収穫保険に付帯して樹体保険を営むというふうな、いわば樹体保険が独立をしないで収穫保険と一緒につけるという形で考えたわけでございませう。これは、先ほども申し上げましたように、将来の問題としては樹体保険が独立して営まれることができませんように私も十分資料を整備して、試験実施の期間中におきましてもそのようにいたしたいと考えております。

○北條簡八君 これを一体にすると、どういふ不都合がございませうか。

○政府委員(大和田啓氣君) 樹体保険を収穫保険の付帯として不都合と申し上げますと、実を結ばない前の幼木につきまして樹体保険ができないというところが一つございませう。しかし、災害がよく起こりまして、幼木がだめになるということは必ずしもまれではございませう。農家に樹体保険をやつてほしいという気持ちの中には、相当幼木につきまして樹体保険をやつてほしいという声があるわけでございますから、幼木について独立に樹体保険を認めるべきではないかというふうに考えておるわけでございます。

○北條簡八君 しかし、果樹保険なんですから、むしろ樹体があつていいわけなんですか。

○政府委員(大和田啓氣君) お説のとおり、樹体があつて、樹体だけが独立して保険が営まれることがあつていいわけなんですか。

○北條簡八君 いけないわけなら、一本にしたほうがすっきりするのじゃないですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私は、一本にすることも考えられないことではございませうけれども、樹体保険はするつもりはないけれども収穫保険に入りたいという者が当然あるわけでございます。あるいは、年々の収穫保険は必要ないけれども、木が一ぺんにやられた場合に保険金をほしいということを考える人もあるわけでありませうから、場合によつては、一緒にやりたいと思ふ人は一緒にやれるし、別々にやりたい人は別々にやれる

というふうにくふうすべきであると考えております。○北條簡八君 それで、樹体保険の対象も、成木とするのか、あるいは幼木も含めてやるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 当初始めましたのは、収穫保険に付帯しての樹体保険でございますから、実を結ばない原樹については樹体保険の対象にいたさないわけでありませう。したがつて、先ほども申し上げましたように、幼木につきましても農家からの要望が強いわけでございますから、将来の問題といたしましては、幼木についても樹体保険ができるようにしたいと考えております。

○北條簡八君 そうすると、幼木が結局もともとなのでありまして、それを分けるというのもどうも納得がいかないのですが、幼木、成木の分ける分け方は、どういふところをもつてそれを区別するのでございませうか。

○政府委員(大和田啓氣君) 幼木と成木の分かれ目はなかなかむずかしいわけでありませうが、経済的な意味で、実を結ぶものと、まだそこまでいかないものとの区別であらうかと思ひます。

○北條簡八君 その辺はまだはっきりきまつていないというわけでございますね、樹種によつての違いもありませうか。

○政府委員(大和田啓氣君) 観念的には幼木と成木は種別されるわけでございますけれども、統計調査部等で扱つておられますのは、年数によりまして、植えてから七年、八年以降のものを成木、それ以前のものを幼木というふうな呼んでおられるのが実情のようでございます。

○北條簡八君 これはまだ試験的の段階なのでそういうふうにはっきり言われないのだからと思ひますが、それが五年後に本案になる場合には、その点をもつと入念に研究され、私が申し上げましたとおり、できるならば一本にしてやられることを望みますが、どうもどういふ理由でそういうふうに分けられたかというところは、まだあまりはっきりした根拠がないように考えます。

次に伺いたいのは、果樹の栽培面積が一反歩以上、これを対象にしておられるようでありませうが、零細な果樹の農民は、結局、これに参加できない。そういう場合に、どういふふうなことにされませうか。非常にそういう人が多いいんじやないかと私は思ひますが、あるいは、組合をつくつて、組合で相当の面積になればいくら零細農民でもそれに参加できるのかどうかですね、その点。

○政府委員(大和田啓氣君) 農作物の共済におきまして、たとえば水稲で申しますと、一反ないし三反のところを区別しておられるわけでございます。果樹につきまして一反で線を引きまして、果樹栽培農家の相当部分の中に入ります。あまり小さなといひますか、一反未満の農家では、果樹収入が農業収入に占める割合が非常に少ないわけでございますから、保険掛け金をして保険に入るという要望もわりあいに少ないのではないかとはいふふに思ひます。まあ数本の果樹を持つている農家というところまで果樹保険の幅を広げることには、果樹保険の性格から言つていかがかと思ひ次第でございます。

○北條簡八君 そうしますと、ともかく一反というところで区切られておりますから、二軒寄つて一反以上になれば、いくら小さい組合でもそれは対象になるんですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 共同経営をやりますれば、これは当然果樹保険の対象になり得ます。○北條簡八君 これまた先ほど村田委員からお話がありました、この五年という根拠はどこから出たのか。果樹災害保険というものはもう十年ぐらいい前から非常に望まれておるところでありませうが、本委員会でもたびたび問題になつておるのですが、これはもう一年でも早く実施してやる必要があると思ひます。ですから、五年を四年にしてもいいと思ひますが、どうしても五年で

なければならぬというその根拠はどこにあるのでしようか。

○政府委員(大和田啓吉君) 果樹保険につきましては、昭和三十四年に伊勢湾台風がありましたときに、山梨県のブドウ、長野県のリンゴ等がしたたかやられまして、それが契機になって果樹保険に対する要望が非常に強くなってまいりました。ごさいですが、果樹保険をやります場合に一番大切なことは、保険料率をどうはじくか。保険料率をどうはじくかということ、被害率がどうなっているかということ、被害率が多くなっているかということ、水稲や麦につきましても二十年の資料で計算をいたしておりますように、あまり短い期間の資料では十分な役に立たないわけでごさいまして、果樹につきましては、三十八年から四十年までの資料しか現在ございませんから、その後のものを追加しまして、この法案に基づきまして果樹保険を五年間やるにいたしまして、せいぜい十年ないし十一年の資料でございまして、それで本格実施に移ることがやっております。それかどうかということ、あろうかと思っております。私も、別に、必ず五年間試験実施をやるというふうに言うつもりはございません。先生が御指摘のように、四年間で大体この辺でいけそうだという見当がつけば、四年間で本格実施に移るといことも十分あり得るわけでごさいます。しかし、いまの見込みとしては、大体五年くらいは試験実施にかかるとは思いません。しかし、それもあえて何が何でも五年間は必要だと言つて私どもががんばるつもりはないわけでごさいます。

○北條尚八君 これ三十八年からやっておりますね。もうすでに三年は試験ができておられるわけなんです、四年にしても七年というデータがとれるわけでごさいますから、これは一年でも早く本格的実施になるようにお骨折りを願いたいと思っております。

次は、この共済金は、今度の法案では、基準取極量に対する減収量の割合が五割以上の場合に支払うことを原則として、そして果樹の種類及び

地域により三割以上の場合も支払い得るものとす。五割と三割に区切っておるのですが、原則は五割になっておるわけですね。この五割以上というのは、もう農家にとっては非常な壊滅的な打撃なんでありまして、この統計で見ましても、五割以上の災害というのは、先ほどもお話がありました。果樹の王様であるミカンですね、これなどは災害が三割以上というのはわりあい少ないのじゃないかと、こう思うのですが、その被害の統計をいいますか、最近どのくらいになっておりますか。ミカンとリンゴが一番まあ多いわけでありまして、面積的にも、また数量的にも。ですから、ミカンとリンゴだけでいいんですが、被害の割合をお示し願いたい。

○政府委員(大和田啓吉君) 全国的な被害統計というものは、実は、米麦と違っていて、果樹については、統計調査部の資料はきわめて精密さを欠いておるわけでごさいます。したがって、私ども、三十八年から四十年にかけまして、二十一の県、百五十地区、一万四千戸ほどの農家について厳密な被害率についての算定をいたしておるわけでごさいます。一つの例で申し上げますと、資料としておるに、一つの例で申し上げますと、静岡県のミカンについて申し上げますと、五割以上の被害について支払う方式をとった場合に、三十八年には、全体の面積の三・五割がこれにひつかかるわけでありまして、三十九年におきましては〇・三割、四十年におきましては二・九割でございまして、さらに、三〇割以上の被害について支払う方式をとります場合に、三十八年におきましては一・八割という相当高い被害率が出ておられます。これは三十八年の寒波がその原因でございまして、三十九年が〇・七割、四十年度が五・八割、そういう状態になっております。

○北條尚八君 いまの場合にはまあ特別の場合で、ミカンなどは三割を使われるわけですね。そうしますと、いまお話しのようなパーセントであるとすれば、今度のこの法案では任意共済でござい

ますから、ごくわずかな者がこれに加入して、大部分の者が加入しないという心配もあるのじゃないかと思つておるのですが、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(大和田啓吉君) いま申し上げましたような被害の率でございまして、現実には被害の農家が被害を受けるかということ、これは被害が起りました場合にわかることで、そこに保険の妙味と申しますか、保険の必要があるわけでごさいますが、具体的に、どの県で、ミカンなりリンゴなりにございまして、支払う保険料とそれから災害の場合に受取る保険金額等をならみ合わせると、これは保険に入るべきだということに判断するか、あるいは、もう少し見送ろうということに判断するか、あるいは、私が意見の分かれるところであろうかと思つておる。いまのような被害率で申し上げますと、これはあぶないからぜひ保険に入らないうふうに思つておる。これは、先ほども申し上げましたけれども、どの程度の県で実施を希望するかというふうな県に照会いたしましたところ、三十一程度の県から、自分のところでやらないというふうな申し出があるわけでごさいますから、いま申し上げたような被害率で保険に大部分入らないというふうな判断はできないというふうに思つておる。

○北條尚八君 四国のミカンなど、堀本さんがおられるといひますが、現地で三割で十分加入する人も多いというふうなことは、当局ではあらかじめ打ち合わされたのだからと思つておるが、その点はいかがですか、希望者が非常に多いかどうかですね。

○政府委員(大和田啓吉君) 四国の相当なミカン地帯でも、県が態度を保留したり、あるいは入りたくないというふうな言つておるところもございまして、四国全県ではございせん。

それからこれは果樹保険が実は非常にむずかしいところでごさいますけれども、保険に入る者

は、収獲量を明らかにして自分の経営をはつきりさせることが税金その他の面において得であるかどうかという判断は、農家において現実にされておるようでありまして、したがって、そういう点からなると、いかような保険制度を持つていっても、なかなか農家に受け入れられないという点があります。私も、いま申し上げたことが、一つにはなかなか義務加入、強制加入に踏み切れない一つの大きな理由でありますけれども、まあ全国ならして見まして、一割程度の試験実施に希望者がそこまではないというふうには私ども実は考えておらないわけでごさいます。

○北條尚八君 要は、やはり農家の希望にできるだけ沿うことが目的なんでありまして、三割では加入者が少なければ、それもまた二割五分に落としてもいいし、そういう点、私は詳しいことはわかりませんが、ただこちらの都合で三割ということでごさいまして、ただこちらの都合で三割ではない。その点は、実際の農民の意思に沿うようにしなければならぬと思つて、何つたわけでごさいます。

大体、私の伺いたいことは、以上でございまして。理事(任田新治君) 暫時休憩いたします。

午後六時十五分休憩

午後九時二十分開会

○委員長(野知浩之君) ただいまから委員会を再開いたします。

請願第二一号漁業災害補償制度の改善強化に関する請願外千三百八十件を一括して議題といたします。

本件につきましては、先ほど委員長及び理事打ち合わせにおきまして内容を検討いたしました結果、請願第二二号外八百四十一件は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものとし、請願第二一号外五百三十八件は、保留することにいたすことが適当であると意見が一致いたしました。さよう決定することに御

異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野知浩之君) 継続調査要求についてはおはかりいたします。

農林水産政策に関する調査につきましては、閉会中もお調べを継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野知浩之君) 委員派遣承認要求についておはかりいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱い等を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(野知浩之君) 速記をつけて。

再び、果樹保険臨時措置法案を議題といたしました。質疑のある方は、順次御発言願います。――別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、これより採決に入ります。果樹保険臨時措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野知浩之君) 全会一致と認め、さよう決定いたしました。

村田君から発言を求められておりますので、これを許します。村田君。

○村田秀三君 ただいま可決されました果樹保険臨時措置法案について、自由民主党、日本社会党、公明党、三党共同による附帯決議案を提出いたしますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

果樹保険臨時措置法案に対する附帯決議 (案)

政府は、果樹農業の生産振興、経営安定の諸施策の一層の充実を期するとともに、果樹作農家の災害対策の確立に資するため、試験実施の効率的運用を進め、さらに果樹保険制度のすみやかな本格的実施を図るよう左記事項を十分検討し、その実現に努めるべきである。

記

一、試験実施事業の対象として、指定果樹については果樹振興法対象果樹のかき、くり等を含めること及び指定病害の範囲拡大を検討す

るとともに、果樹農業の実情に即し、可及的すみやかに加入を図り、適切な事業規模、実施地域を確保するよう措置すること。

二、果樹の災害状況を勘案し、再生産の確保、損失補てんの充実を期する観点にたつて保険金額・保険金支払割合等の設定に努め、実態に即するよう基礎被害率の検討を行ない、保険料の農家負担の軽減を図ること。

三、支払保険金の削減が行なわれないよう農業共済組合連合会の事業を運営せしめ、無事故加入者に対しては無事戻し等の実施方針を明確にすること。

四、積体保険については、すみやかに調査準備を完了し、試験実施期間中に法律の建前にしたが、再保険を含め、完全実施に移行する措置を講ずること。

五、果樹保険の加入者交付金の交付割合を極力高め、十分な保険事務費など事業運営に必要な助成を行なうこと。

さらに、農業共済団体等の職員給与ならびに共済連絡員手当等の改善を図るため、事務費国庫負担の増額を期すること。

六、果樹の災害防止を徹底させるため、気象通報体制を整備拡充しさらに病害虫防除の指導助成等を強力に進めること。

七、果樹農業振興を図るため、農道、樹園地の基盤整備等の生産体制及び流通加工等の近代化施設の助成策を積極的に拡充し、果実の価格安定対策をすみやかに検討すること。

八、最近における災害発生の実情にかんがみ、肉豚、鶏、特に菜たばこの共済制度については早急に調査を行ない、調査を完了したもののから制度の確立を期すること。

○委員長(野知浩之君) 全会一致と認め、さよう決定いたしました。

○委員(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

第四〇〇号 ニューカッスル病対策に関する請願

第四七八号、第四八〇号、第五一〇号、第五二一号、第六九八号 消費者米価上げ反対に関する請願

第五四九号 消費者米価すえ置に関する請願

第六〇〇号 農事放送施設に対する助成措置等に関する請願

第六四五号 岩手県下の漁港局部改良事業の推進等に関する請願

第七二五号 愛知用水公団職員的身分安定に関する請願

第八八一号 山村振興事業にかかる市町村負担の軽減措置に関する請願

第一〇六五号 生活改良普及員の増員並びに離島への適正配置に関する請願

第一〇七五号 果樹の寒害対策に関する請願

第一一〇一号 プリ資源保護に関する請願

第一三三五号 岡山県下のニューカッスル病対策に関する請願

第一四八九号、第二六五七号、第三四三二号、第三六九七号 土地改良区の運営費に対する財政措置に関する請願

第一五〇七号、第一五〇八号、第一五二八号、第一五八一号、第一五八二号、第一五八三号、第一五八四号、第一五八五号、第一五八六号、第一五八七号、第一五八八号、第一五八九号、第一五九〇号、第一五九一

号、第一五九二号、第一五九三号、第一五九四号、第一六四二号、第一六四三

号、第一六四四号、第一六四五号、第一六四六号、第一六四七号、第一六四八号、第一六四九号、第一六五〇号、第一六五一

号、第一六五二号、第一六五三号、第一六五四号、第一六五五号、第一六五六号、第一六五七号、第一六五八号、第一六五九

号、第一六六〇号、第一六六一号、第一六

六二二号、第一六六三号、第一六六四号、第

一六六五号、第一六六六号、第一六六七

号、第一六六八号、第一六六九号、第一六

七〇号、第一六七一号、第一六七二号、第

一六七三号、第一六七四号、第一六七五

号、第一六七六号、第一六七七号、第一六

七八号、第一六七九号、第一六八〇号、第

一六八一号、第一六八二号、第一六八三

号、第一六八四号、第一六八五号、第一六

八六号、第一六八七号、第一六八八号、第

一六八九号、第一六九〇号、第一六九一

号、第一六九二号、第一六九三号、第一六

九四号、第一六九五号、第一六九六号、第

一六九七号、第一六九八号、第一六九九

号、第一七〇〇号、第一七〇一号、第一七

〇二号、第一七〇三号、第一七〇四号、第

一七〇五号、第一七〇六号、第一七〇七

号、第一七〇八号、第一七〇九号、第一

七一〇号、第一八一〇号、第一八一〇七号、

第一八一〇八号、第一八一〇九号、第一八一

一〇号、第一八一一号、第一八一二二号、第

一八一三三号、第一八一四四号、第一八一

五号、第一八一六号、第一八一七号、第一

一八一八号、第一八一九号、第一八二〇号、

第一八二一号、第一八二二二号、第一八二

三三三号、第一八二四四号、第一八二五

号、第一八二六号、第一八二七号、第一

八二八号、第一八二九号、第一八三〇号、第

一八三一号、第一八三二二号、第一八三三

号、第一八三四号、第一八三五号、第一八

三六号、第一八三七七号、第一八三八号、第

一八三九号、第一八四〇号、第一八四一

号、第一八四二二号、第一八四三三三三三

号、第一八四四四号、第一八四五五五五五

号、第一八四六六号、第一八四七七七七七

七、第一八四八八八八八八八八八八八

八、第一八四九九九九九九九九九九九九

九、第一八五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇、第一八五〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇

一、第一八五〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二

二、第一八五〇三〇三〇三〇三〇三〇三〇三

三、第一八五〇四〇四〇四〇四〇四〇四〇四

四、第一八五〇五〇五〇五〇五〇五〇五〇五

五、第一八五〇六〇六〇六〇六〇六〇六〇六

六、第一八五〇七〇七〇七〇七〇七〇七〇七

七、第一八五〇八〇八〇八〇八〇八〇八〇八

第二〇一〇号、第二〇二〇号、第二〇三〇

号、第二〇四〇号、第二〇五〇号、第二〇

六〇号、第二〇七〇号、第二〇八〇号、第

二〇九〇号、第二一一〇号、第二一二〇

号、第二一三〇号、第二一四〇号、第二一

五〇号、第二一七〇号、第二一八〇号、第

二一九〇号、第二二一〇号、第二二二〇

号、第二二三〇号、第二二四〇号、第二二

五〇号、第二二七〇号、第二二八〇号、第

二二九〇号、第二三一一〇号、第二三二〇

号、第二三三〇号、第二三四〇号、第二三

五〇号、第二三九〇号、第二四〇〇号、第

二四一〇号、第二四二〇号、第二四三〇

号、第二四四〇号、第二四五〇号、第二四

六〇号、第二四七〇号、第二四八〇号、第

二四九〇号、第二五一一〇号、第二五二〇

号、第二五三〇号、第二五四〇号、第二五

六〇号、第二五七〇号、第二五八〇号、第

二五九〇号、第二六一〇号、第二六一〇

号、第二六二〇号、第二六三〇号、第二六

四〇号、第二六五〇号、第二六六〇号、第

昭和四十二年八月三日印刷

昭和四十二年八月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局